

静岡県告示第332号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定により静岡海区漁場計画を定めるとともに、同法第64条第6項の規定により、当該漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和5年5月12日

静岡県知事 川勝平太

I 漁業権に関する事項

共同漁業権

1 公示番号 共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	かき 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	つきいそ 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県熱海市（初島を除く。）地先

(5) 漁場の区域

次の基点第1号、イ、ロ、基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域並びに基点第4号、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、基点第11号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

ただし、つきいそ漁業は北緯 35度03分26.9秒、東経 139度04分46.6秒の点を中心とした半径 200メートルの区域

(6) 点の位置

基点第1号 静岡県、神奈川県界にある千歳橋下流端中央に設置した標識

- (北緯35度08分30.4327秒、東経139度06分38.2890秒)
- 基点第 2号 熱海市伊豆山、海光町界に設置した標識
- 基点第 3号 熱海市和田浜南町埋立地北側岸壁に設置した標識
(北緯35度05分31.5878秒、東経139度04分38.2017秒)
- 基点第 4号 熱海市和田浜南町熱海市第2浄水管理センター東側防波堤に設置した標識
- 基点第 5号 熱海市熱海、上多賀界に設置した標識
(北緯35度04分48.2533秒、東経139度04分22.6325秒)
- 基点第 6号 熱海市上多賀赤根崎に設置した標識
(北緯35度04分07.0827秒、東経139度04分46.1526秒)
- 基点第 7号 熱海市上多賀、下多賀界に設置した標識
- 基点第 8号 熱海市網代漁港西船溜西突堤先端に設置した標識
(北緯35度02分42.7565秒、東経139度05分06.7933秒)
- 基点第 9号 熱海市網代漁港丁場北堤防に設置した標識
(北緯35度02分57.8711秒、東経139度05分25.4685秒)
- 基点第 10号 熱海市網代長延寺南側網置場防波堤角に設置した標識
- 基点第 11号 熱海市、伊東市界に設置した標識
- イ 基点第 1号から熱海市初島灯台中心点を見通した線をもとに基点第 1号を中心とする左回り34度20分の線上で基点第 1号から1,030メートルの点
- ロ 基点第 2号から真方位 118度30分 520メートルの点
- ハ 基点第 4号から真方位 136度00分 760メートルの点
- ニ 基点第 5号から真方位 99度00分 600メートルの点
- ホ 基点第 6号から真方位 144度00分 450メートルの点
- へ 基点第 7号から真方位 84度00分 350メートルの点
- ト 基点第 8号から真方位 334度30分 650メートルの点
- チ 基点第 9号から真方位 25度00分 350メートルの点
- リ 基点第 10号から真方位 41度30分 470メートルの点
- ヌ 基点第 10号から真方位 114度00分 500メートルの点
- ル 基点第 11号から真方位 75度40分 400メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県熱海市（初島を除く。）
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置	静岡県熱海市初島地先	
(5) 漁場の区域	距岸700メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県熱海市初島

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	くぼがい 漁業	〃
〃	くまのこがい 漁業	〃
〃	かき 漁業	〃
〃	あさり 漁業	〃
〃	はまぐり 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃

〃	なまこ	漁業	〃
〃	う	に	漁業
〃	は	ばのり	漁業
〃	わ	かめ	漁業
〃	か	じめ、あらめ	漁業
〃	ひ	じき	漁業
〃	の	り	漁業
〃	て	んぐさ	漁業
〃	ふ	のり	漁業
〃	つ	のまた	漁業
〃	と	さかのり	漁業
第2種共同漁業	磯魚	刺網	漁業
第3種共同漁業	つきいそ	漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわし	地びき網	漁業
〃			〃

(4) 漁場の位置 静岡県伊東市地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 11号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、基点第 26号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

ただし、つきいそ漁業は北緯 34度58分40.9秒、東経 139度06分44.6秒の点、北緯 34度58分38.9秒、東経 139度06分54.6秒の点、北緯 34度58分37.9秒、東経 139度06分37.6秒の点、北緯 34度58分35.9秒、東経 139度06分29.6秒の点、北緯 34度58分32.9秒、東経 139度06分16.6秒の点、北緯 34度58分32.9秒、東経 139度06分13.6秒の点、北緯 34度58分47.9秒、東経 139度06分05.6秒の点及び北緯 34度58分48.9秒、東経 139度06分06.6秒の点の各点を中心とした半径 100メートルの区域

(6) 点の位置

基点第 11号 熱海市、伊東市界に設置した標識

基点第 12号 伊東市宇佐美大崎に設置した標識

(北緯35度00分36.6125秒、東経139度06分00.0503秒)

基点第 13号 伊東市宇佐美大崎新山肌ハナレ山に設置した標識

(北緯35度00分28.0899秒、東経139度05分54.5675秒)

基点第 14号 伊東市宇佐美、湯川界に設置した標識

(北緯34度59分43.1397秒、東経139度05分11.4489秒)

基点第 15号 伊東市湯川 2丁目4番地地先離岸堤に設置した標識

(北緯34度58分33.5986秒、東経139度05分48.3106秒)

基点第 16号 伊東市新井前山丁場に設置した標識

(北緯34度58分22.7242秒、東経139度06分59.4030秒)

- 基点第 17号 伊東市新井、川奈界に設置した標識
- 基点第 18号 伊東市川奈堤防出鼻に設置した標識
(北緯34度57分09.8121秒、東経139度07分59.7284秒)
- 基点第 19号 伊東市川奈川奈埼灯台
(北緯34度57分20.2749秒、東経139度08分41.8052秒)
- 基点第 20号 伊東市川奈、富戸界に設置した標識
- 基点第 21号 伊東市富戸脇ヶ浜清水井戸に設置した標識
(北緯34度53分57.2886秒、東経139度07分55.6022秒)
- 基点第 22号 伊東市富戸札場文字ヶ根鼻に設置した標識
(北緯34度53分31.5317秒、東経139度08分25.8739秒)
- 基点第 23号 伊東市富戸、八幡野界に設置した標識
- 基点第 24号 伊東市八幡野漁港防波堤灯台
(北緯34度52分09.2924秒、東経139度06分12.1366秒)
- 基点第 25号 伊東市八幡野、赤沢界に設置した標識
- 基点第 26号 伊東市、賀茂郡東伊豆町界に設置した標識
(北緯34度51分09.0358秒、東経139度04分56.1961秒)
- イ 基点第 11号から真方位 75度40分 400メートルの点
- ロ 基点第 12号から真方位 112度00分 350メートルの点
- ハ 基点第 13号から真方位 174度00分 350メートルの点
- ニ 基点第 14号から真方位 59度54分 450メートルの点
- ホ 基点第 15号から真方位 2度00分 650メートルの点
- へ 基点第 15号から真方位 67度30分 580メートルの点
- ト 基点第 16号から真方位 21度00分 1,400メートルの点
- チ 基点第 17号から真方位 42度00分 1,600メートルの点
- リ 基点第 17号から真方位 42度00分 400メートルの点
- ヌ 基点第 18号から真方位 357度00分 400メートルの点
- ル 基点第 19号から真方位 54度00分 400メートルの点
- ヲ 基点第 20号から真方位 125度20分 400メートルの点
- ワ 基点第 21号から真方位 81度00分 550メートルの点
- カ 基点第 22号から真方位 84度00分 200メートルの点
- ヨ 基点第 23号から真方位 139度00分 300メートルの点
- タ 基点第 24号から真方位 155度00分 500メートルの点
- レ 基点第 25号から真方位 144度00分 300メートルの点
- ソ 基点第 26号から真方位 111度00分 400メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県伊東市
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号 共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かめのて 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	くぼがい 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	ふのり 漁業	〃
〃	つのまた 漁業	〃
〃	とさかのり 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町地先

(5) 漁場の区域

次の基点第26号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、基点第40号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第26号 伊東市、賀茂郡東伊豆町界に設置した標識

(北緯34度51分09.0358秒、東経139度04分56.1961秒)

基点第27号 賀茂郡東伊豆町大川、奈良本界に設置した標識

- (北緯34度50分02.1993秒、東経139度04分34.1317秒)
- 基点第 28号 賀茂郡東伊豆町奈良本戸の崎(高磯)に設置した標識
(北緯34度49分10.5851秒、東経139度04分41.3752秒)
- 基点第 29号 賀茂郡東伊豆町奈良本、片瀬界に設置した標識
(北緯34度48分37.6224秒、東経139度04分09.3960秒)
- 基点第 30号 賀茂郡東伊豆町片瀬、白田界(しらなみ橋左岸側下流端)に設置した標識
(北緯34度48分11.0858秒、東経139度03分44.9422秒)
- 基点第 31号 賀茂郡東伊豆町白田、稲取界(ともろばし)に設置した標識
(北緯34度47分07.6503秒、東経139度03分20.9522秒)
- 基点第 32号 賀茂郡東伊豆町稲取稲取岬灯台
(北緯34度46分05.2810秒、東経139度02分49.7554秒)
- 基点第 33号 賀茂郡東伊豆町、河津町界に設置した標識
(北緯34度45分53.5094秒、東経139度01分31.5136秒)
- 基点第 34号 賀茂郡河津町見高向田 1250番地の 2 山林に設置した標識
(北緯34度45分14.8537秒、東経139度01分03.4919秒)
- 基点第 35号 賀茂郡河津町見高、河津浜界(七子)に設置した標識
(北緯34度44分47.8870秒、東経139度00分06.2831秒)
- 基点第 36号 賀茂郡河津町谷津509番地(河津川河口右岸黒岩)に設置した標識
(北緯34度44分28.7333秒、東経138度59分53.9199秒)
- 基点第 37号 賀茂郡河津町谷津鬼ヶ崎に設置した標識
(北緯34度44分09.5010秒、東経138度59分59.2814秒)
- 基点第 38号 賀茂郡河津町谷津、河津浜界に設置した標識
- 基点第 39号 賀茂郡河津町河津浜、縄地界に設置した標識
- 基点第 40号 賀茂郡河津町、下田市界に設置した標識
(北緯34度43分03.3062秒、東経138度59分28.7338秒)
- イ 基点第 26号から真方位 111度00分 400メートルの点
- ロ 基点第 27号から真方位 102度00分 300メートルの点
- ハ 基点第 28号から真方位 102度00分 400メートルの点
- ニ 基点第 29号から真方位 129度00分 400メートルの点
- ホ 基点第 30号から真方位 121度00分 400メートルの点
- へ 基点第 31号から真方位 107度00分 750メートルの点
- ト 基点第 32号から真方位 144度00分 500メートルの点
- チ 基点第 33号から真方位 140度00分 400メートルの点
- リ 基点第 34号から真方位 134度00分 400メートルの点
- ヌ 基点第 35号から真方位 139度00分 500メートルの点
- ル 基点第 36号から真方位 80度00分 230メートルの点

- フ 基点第 37号から真方位 104度00分 400メートルの点
- ワ 基点第 38号から真方位 119度00分 550メートルの点
- カ 基点第 39号から真方位 124度00分 700メートルの点
- ヨ タから真方位 104度00分 450メートルの点
- タ 基点第 40号から真方位 110度00分 150メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	はまぐり 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	ほんだわら 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	ふのり 漁業	〃
〃	つのまた 漁業	〃
〃	とさかのり 漁業	〃
〃	おおば 漁業	〃

第2種共同漁業	磯魚刺網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あじ寄網漁業	〃
〃	ぼら敷網漁業	〃
第3種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県下田市地先

(5) 漁場の区域

次の基点第40号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、基点第48号、基点第47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

ただし、次のヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、ヌの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く

(6) 点の位置

基点第 40号 賀茂郡河津町、下田市界に設置した標識

(北緯34度43分03.3062秒、東経138度59分28.7338秒)

基点第 41号 下田市白浜、外浦(馬の背鼻)界に設置した標識

(北緯34度40分44.6164秒、東経138度58分38.9436秒)

基点第 42号 下田市筆島北端に設置した標識

基点第 43号 下田市須崎爪木埼灯台

(北緯34度39分31.3690秒、東経138度59分13.2193秒)

基点第 44号 下田市須崎恵比須島指向灯

(北緯34度39分05.6555秒、東経138度57分54.6041秒)

基点第 45号 下田市須崎下田港灯台跡

基点第 46号 下田市吉佐美、田牛界に設置した標識

基点第 47号 下田市、賀茂郡南伊豆町界に設置した標識

基点第 48号 石取根岡端に設置した標識

イ 基点第 40号から真方位 110度00分 150メートルの点

ロ イから真方位 104度00分 450メートルの点

ハ 基点第 41号から真方位 87度00分 1,600メートルの点

ニ 基点第 42号から作根南端を見通した線上 1,600メートルの点

ホ 基点第 43号から真方位 95度00分 820メートルの点

へ 基点第 44号から真方位 175度00分 670メートルの点

ト 基点第 45号から真方位 237度00分 500メートルの点

チ 基点第 46号から新島西方最高所を見通した線上 1,100メートルの点

リ 基点第 46号から新島西方最高所を見通した線と、とい根中央から基点第48号を見通した線との
交点

ヌ 基点第 45号から真方位 1度00分 320メートルの点

ル 基点第 45号から真方位 355度00分 250メートルの点

ヲ 基点第 45号から真方位 305度00分 540メートルの点

- ワ 基点第 45号から真方位 305度00分 730メートルの点
- カ 基点第 45号から真方位 316度00分 1,230メートルの点
- ヨ 基点第 45号から真方位 320度00分 1,220メートルの点
- タ 基点第 45号から真方位 322度00分 660メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県下田市
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	とさかのり漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町湊、手石、下田市田牛地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点第48号、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 46号 下田市吉佐美、田牛界に設置した標識

基点第 47号 下田市、賀茂郡南伊豆町界に設置した標識

基点第 48号 石取根岡端に設置した標識

基点第 49号 下田市神子元島灯台

基点第 50号 賀茂郡南伊豆町高磯鼻に設置した標識

基点第 51号 近藤根中央

イ 基点第 46号から真方位 136度00分の線と、とい根中央から基点第 48号を見通した線との交点

ロ 基点第 49号から真方位 129度00分 700メートルの点

ハ 基点第 49号から真方位 219度00分 600メートルの点

- ニ 基点第 51号から基点第 49号を見通した線と基点第 50号から真方位 145度30分の線との交点
- ホ 基点第 47号から基点第 48号を見通した線上 1,600メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県下田市下田、吉佐美、田牛、賀茂郡南伊豆町湊、手石、小稲、下流、大瀬、石廊崎
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふじつぼ 漁業	〃
〃	かめのて 漁業	〃
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	くぼがい 漁業	〃
〃	くまのこがい 漁業	〃
〃	はまぐり 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	もずく 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	ほんだわら 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	ふのり 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで

〃

いわし・ぼら敷網漁業

〃

第3種共同漁業

雑魚地びき網 漁業

1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町地先

(5) 漁場の区域

次の基点第47号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、基点第63号、基点第64号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第47号 下田市、賀茂郡南伊豆町界に設置した標識

基点第48号 石取根岡端に設置した標識

基点第49号 下田市神子元島灯台

基点第50号 賀茂郡南伊豆町高磯鼻に設置した標識

基点第51号 近藤根中央

基点第52号 賀茂郡南伊豆町小磯浜の丸石

基点第53号 賀茂郡南伊豆町箕掛島穴の終末中央

基点第54号 賀茂郡南伊豆町石廊崎石廊埼灯台

(北緯34度36分09.8682秒、東経138度50分42.7229秒)

基点第55号 賀茂郡南伊豆町石廊崎、中木界に設置した標識

基点第56号 賀茂郡南伊豆町入間松ヶ下に設置した標識

基点第57号 賀茂郡南伊豆町入間、妻良界に設置した標識

基点第58号 賀茂郡南伊豆町妻良たかの巢鼻に設置した標識

基点第59号 賀茂郡南伊豆町妻良鮫乗島突端部中央に設置した標識

基点第60号 賀茂郡南伊豆町妻良曾根島(俗称「三島」)に設置した標識

基点第61号 賀茂郡南伊豆町子浦竜埼に設置した標識

基点第62号 賀茂郡南伊豆町伊浜波勝岬灯台

基点第63号 賀茂郡松崎町観音島に設置した標識

基点第64号 賀茂郡南伊豆町、松崎町界に設置した標識

イ 基点第47号から基点第48号を見通した線上1,600メートルの点

ロ 基点第50号から真方位145度30分の線と基点第51号から基点第49号を見通した線との交点

ハ 基点第52号から真方位128度00分1,400メートルの点

ニ 基点第53号から真方位160度00分900メートルの点

ホ 基点第54号から真方位162度00分690メートルの点

ヘ 基点第55号から真方位183度00分950メートルの点

ト 基点第56号から真方位226度00分750メートルの点

チ 基点第57号から真方位225度00分600メートルの点

リ 基点第58号から真方位225度00分400メートルの点

- ヌ 基点第 59号から真方位254度00分 400メートルの点
- ル 基点第 60号から真方位256度00分 550メートルの点
- ヲ 基点第 61号から真方位199度00分 500メートルの点
- ワ 基点第 62号から真方位221度40分 450メートルの点
- カ 基点第 63号から真方位252度15分 500メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県賀茂郡南伊豆町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	ひろめ 漁業	〃
〃	あんとかめ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし・しらす地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡松崎町地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 64号、基点第 63号、イ、ロ、ハ、基点第 66号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 64号 賀茂郡南伊豆町、松崎町界に設置した標識

基点第 63号 賀茂郡松崎町観音島に設置した標識

基点第 65号 賀茂郡松崎町雲見おみたけ出鼻に設置した標識

基点第 66号 賀茂郡松崎町、西伊豆町界に設置した標識

イ 基点第 63号から真方位 252度15分 500メートルの点

ロ 基点第 65号から真方位 274度00分 500メートルの点

ハ 基点第 66号から真方位 270度00分 3,300メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県賀茂郡松崎町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	もずく 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	ひろめ 漁業	〃
〃	あんとかめ 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃
〃	ふのり 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし・しらす地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科、田子地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 66号、イ、ロ、ハ、基点第 68号、基点第 69号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 66号 賀茂郡松崎町、西伊豆町界に設置した標識

基点第 67号 賀茂郡西伊豆町田子田子島（男島頂上）に設置した標識

基点第 68号 かうぞう島に設置した標識

基点第 69号 賀茂郡西伊豆町田子、安良里界に設置した標識

イ 基点第 66号から真方位 270度00分 3,300メートルの点

ロ 基点第 67号から真方位 241度00分 370メートルの点

ハ 基点第 68号から真方位 241度00分 850メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科、田子

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	くぼがい 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	ひろめ 漁業	〃
〃	あんとかめ 漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃

第2種共同漁業 磯魚刺網 漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡西伊豆町安良里、宇久須地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 69号、基点第 68号、イ、ロ、ハ、基点第 71号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 69号 賀茂郡西伊豆町田子、安良里界に設置した標識

基点第 68号 かうぞう島に設置した標識

基点第 70号 賀茂郡西伊豆町安良里丸ぼう島に設置した標識

基点第 71号 賀茂郡西伊豆町、伊豆市界に設置した標識

イ 基点第 68号から真方位 241度00分 850メートルの点

ロ 基点第 70号から真方位 264度00分 800メートルの点

ハ 基点第 71号から真方位 264度00分 1,000メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県賀茂郡西伊豆町安良里、宇久須

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	ばていら 漁業	〃
〃	くぼがい 漁業	〃
〃	まがきがい 漁業	〃
〃	あさり 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃

〃	かじめ、あらめ漁業	〃
〃	ひじき 漁業	〃
〃	のり 漁業	〃
〃	てんぐさ 漁業	〃

第2種共同漁業 磯魚刺網 漁業 1月1日から12月31日まで

第3種共同漁業 いわし地びき網漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県伊豆市小土肥、土肥、八木沢、小下田地先

(5) 漁場の区域

次の基点第71号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点第75号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第71号 賀茂郡西伊豆町、伊豆市界に設置した標識

基点第72号 伊豆市小下田鷹の巣に設置した標識

基点第73号 伊豆市小下田、八木沢界（竜が鼻）に設置した標識

基点第74号 伊豆市八木沢通り崎中の窪に設置した標識

基点第75号 伊豆市、沼津市界に設置した標識

イ 基点第71号から真方位264度00分 1,000メートルの点

ロ 基点第72号から真方位264度00分 650メートルの点

ハ 基点第73号から真方位294度00分 900メートルの点

ニ 基点第74号から真方位290度30分 900メートルの点

ホ 基点第75号から真方位264度00分 700メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県伊豆市小土肥、土肥、八木沢、小下田

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃

〃	ばていら	漁業	〃
〃	くぼがい	漁業	〃
〃	たこ	漁業	〃
〃	なまこ	漁業	〃
〃	あらめ	漁業	〃
〃	のり	漁業	〃
〃	てんぐさ	漁業	〃
〃	つのまた	漁業	〃

第2種共同漁業 磯魚刺網 漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市井田、戸田地先

(5) 漁場の区域

次の基点第75号、イ、ロ、ハ、ニ、基点第78号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第75号 伊豆市、沼津市界に設置した標識

基点第76号 沼津市戸田向山野原野3875番地（沼津・土肥線上）に設置した標識
（北緯34度57分04.5340秒、東経138度46分11.6772秒）

基点第77号 沼津市御浜戸田灯台
（北緯34度58分32.2213秒、東経138度45分49.8464秒）

基点第78号 沼津市井田、西浦江梨界に設置した標識

イ 基点第75号から真方位264度00分 700メートルの点

ロ 基点第76号から真方位255度00分 1,000メートルの点

ハ 基点第77号から真方位227度30分 1,200メートルの点

ニ 基点第78号から真方位294度00分 600メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県沼津市井田、戸田

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで

〃	あわび	漁業	〃
〃	さざえ	漁業	〃
〃	たこ	漁業	〃
〃	なまこ	漁業	〃
〃	はばのり	漁業	〃
〃	わかめ	漁業	〃
〃	ひじき	漁業	〃
〃	のり	漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網	漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし・しらす地びき網	漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚地びき網	漁業	〃

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市（井田、戸田を除く。）、富士市地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 78号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カの各点を順次に結んだ線とカから真方位 70度の線及び最大高潮時海岸線並びに海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

ただし、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域を除く

(6) 点の位置

基点第 78号 沼津市井田、西浦江梨界に設置した標識

基点第 79号 沼津市西浦大瀬崎灯台
(北緯35度01分49.3396秒、東経138度47分17.2525秒)

基点第 80号 沼津市西浦足保、古宇界に設置した標識
(北緯35度01分03.0671秒、東経138度50分20.2776秒)

基点第 81号 沼津市西浦久連川右岸護岸北端に設置した標識
(北緯35度01分18.0943秒、東経138度52分03.6310秒)

基点第 82号 沼津市西浦木負、内浦重須界に設置した標識
(北緯35度01分30.8127秒、東経138度53分03.7603秒)

基点第 83号 沼津市獅子浜 1番地の17 獅子浜ダイビングサービスに設置した標識
(北緯35度02分50.8462秒、東経138度53分10.0454秒)

基点第 84号 沼津市志下、下香貫界に設置した標識
(北緯35度04分02.1696秒、東経138度52分32.4087秒)

基点第 85号 沼津市下香貫山宮前山林 3057番地の高島突端
(北緯35度04分17.5981秒、東経138度51分47.7340秒)

基点第 86号 沼津市千本、東間門界に設置した標識
(北緯35度05分51.2815秒、東経138度50分36.7226秒)

- 基点第 87号 沼津市今沢、大塚界に設置した標識
(北緯35度06分58.7286秒、東経138度48分39.4121秒)
- 基点第 88号 沼津市、富士市界に設置した標識
(北緯35度07分57.5086秒、東経138度45分10.6792秒)
- 基点第 89号 富士市田子の浦港白灯台
(北緯35度08分04.1493秒、東経138度41分52.5267秒)
- 基点第 90号 富士市、静岡市界(新富士川橋中央)に設置した標識
(北緯35度07分43.7904秒、東経138度38分04.5913秒)
- イ 基点第 78号から真方位 294度00分 600メートルの点
- ロ 基点第 79号から真方位 312度00分 100メートルの点
- ハ 基点第 80号から真方位 3度30分 900メートルの点
- ニ 基点第 81号から真方位 344度00分 700メートルの点
- ホ 基点第 82号から真方位 348度30分 1,800メートルの点
- へ 基点第 83号から真方位 260度00分 640メートルの点
- ト 基点第 84号から真方位 239度09分 1,100メートルの点
- チ 基点第 85号から真方位 199度00分 1,000メートルの点
- リ 基点第 86号から真方位 229度17分 1,500メートルの点
- ヌ 基点第 87号から真方位 204度34分 1,000メートルの点
- ル 基点第 88号から真方位 193度25分 1,000メートルの点
- ヲ 基点第 89号から真方位 172度45分 1,100メートルの点
- ワ 基点第 90号から真方位 160度00分 2,900メートルの点
- カ 基点第 90号から真方位 160度00分 1,420メートルの点
- ヨ 基点第 86号から真方位 170度25分10秒 2,155メートルの点
- タ ヨから真方位 240度18分52秒 130.00メートルの点
- レ タから真方位 331度00分49秒 30.00メートルの点
- ソ レから真方位 24度31分14秒 122.78メートルの点
- ツ ソから真方位 343度08分23秒 60.65メートルの点
- ネ ツから真方位 26度13分58秒 41.38メートルの点
- ナ ネから真方位 344度10分08秒 145.67メートルの点
- ラ ナから真方位 334度35分44秒 322.49メートルの点
- ム ラから真方位 34度58分28秒 346.74メートルの点
- ウ ムから真方位 149度47分30秒 21.56メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

- 6 関係地区 静岡県沼津市（井田、戸田を除く。）、富士市
 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	あらめ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県静岡市清水区（旧庵原郡蒲原町、由比町）地先

(5) 漁場の区域

次の基点第93号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次に結んだ線とへから真方位250度の線及び最大高潮時海岸線並びに海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

ただし、ト、チ、リ、ヌの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域を除く

(6) 点の位置

基点第90号 富士市、静岡市界（新富士川橋中央）に設置した標識
 （北緯35度07分43.7904秒、東経138度38分04.5913秒）

基点第91号 静岡市清水区蒲原神沢、由比町界に設置した標識
 （北緯35度06分36.1326秒、東経138度34分24.3739秒）

基点第92号 静岡市清水区由比今宿、町屋原界に設置した標識
 （北緯35度06分04.3614秒、東経138度33分29.1582秒）

基点第93号 静岡市清水区由比西倉沢、興津東町界に設置した標識
 （北緯35度04分01.6288秒、東経138度32分27.4450秒）

イ 基点第93号から真方位 116度00分 700メートルの点

ロ 基点第92号から真方位 152度00分 800メートルの点

ハ 基点第91号から真方位 159度00分 800メートルの点

ニ 基点第91号から真方位 159度00分 1,300メートルの点

ホ 基点第90号から真方位 160度00分 2,900メートルの点

- へ 基点第 90号から真方位 160度00分 1,420メートルの点
- ト 基点第 91号から真方位 80度00分 2,585メートルの点
- チ 基点第 91号から真方位 83度15分 2,595メートルの点
- リ 基点第 91号から真方位 83度00分 2,145メートルの点
- ヌ 基点第 91号から真方位 80度00分 2,135メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県静岡市清水区（旧庵原郡蒲原町、由比町）
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	あさり 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし・しらす・たい地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚地びき網 漁業	〃

(4) 漁場の位置 静岡県静岡市清水区（旧清水市）地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 93号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、基点第 97号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

ただし、ヲ、ル、ヌ、リ、チ、ト、ワ、カ、ヨ、ロ、タ、エ、ヒ、モ、セ、ス、ン、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域並びにコ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域を除く

(6) 点の位置

基点第 93号 静岡市清水区由比西倉沢、興津東町界に設置した標識

(北緯35度04分01.6288秒、東経138度32分27.4450秒)

基点第 94号 静岡市清水区三保清水真埼灯台跡

(北緯35度01分14.3316秒、東経138度30分57.6710秒)

基点第 95号 静岡市清水区三保三保灯台

(北緯35度00分38.1536秒、東経138度31分49.5186秒)

基点第 96号 静岡市清水区駒越南町、折戸界に設置した標識

(北緯34度58分47.9949秒、東経138度30分32.7465秒)

基点第 97号 静岡市清水区、駿河区界(滝が原川久方自転車道橋中央)に設置した標識

(北緯34度57分43.0544秒、東経138度28分28.0847秒)

基点A 静岡市清水区三保貝島防波堤基部西角に設置した標識

(北緯35度00分45.0714秒、東経138度30分09.8055秒)

イ 基点第 93号から真方位 116度00分 700メートルの点

ロ 基点第 94号から真方位 46度00分 1,340メートルの点

ハ 基点第 95号から真方位 70度00分 1,490メートルの点

ニ 基点第 95号から真方位 145度30分 1,800メートルの点

ホ 基点第 96号から真方位 141度00分 1,600メートルの点

へ 基点第 97号から真方位 163度00分 2,000メートルの点

ト 基点Aから真方位 15度30分 343メートルの点

チ トから真方位 55度30分 37.30メートルの点

リ チから真方位 92度30分 400メートルの点

ヌ リから真方位 93度30分 394メートルの点

ル ヌから真方位 118度30分 31.30メートルの点

ヲ ルから真方位 152度00分 316メートルの点

ワ トから真方位 20度00分00秒 688.12メートルの点

カ ワから真方位 78度15分50秒 2,188.51メートルの点

ヨ カから真方位 355度01分02秒 147.12メートルの点

タ ロから真方位 26度11分23秒 550.81メートルの点

レ タから真方位 355度01分02秒 1,184.89メートルの点

ソ レから真方位 263度09分47秒 487.17メートルの点

ツ ソから真方位 83度09分47秒 22.49メートルの点

ネ ツから真方位 12度26分14秒 331.62メートルの点 (R=423.50m)

ナ ネから真方位 52度19分33秒 46.06メートルの点

ラ ナから真方位 185度06分35秒 76.67メートルの点

ム ラから真方位 95度06分35秒 71.40メートルの点

ウ ムから真方位 5度06分35秒 142.35メートルの点

キ ウから真方位 52度26分36秒 113.41メートルの点

ノ	キから真方位	32度31分21秒	40.50メートルの点
オ	ノから真方位	52度26分36秒	748.76メートルの点
ク	オから真方位	70度10分56秒	30.85メートルの点
ヤ	クから真方位	52度26分36秒	43.72メートルの点
マ	ヤから真方位	7度21分03秒	206.72メートルの点
ケ	マから真方位	277度21分03秒	8.50メートルの点
フ	ケから真方位	3度41分04秒	121.30メートルの点
コ	基点第 95号から真方位	300度24分36秒	1,279.23メートルの点
エ	コから真方位	270度08分15秒	71.70メートルの点
テ	エから真方位	234度41分23秒	61.73メートルの点 (R=44.90m)
ア	テから真方位	199度36分04秒	91.98メートルの点
サ	アから真方位	207度39分21秒	83.55メートルの点 (R=250.31m)
キ	サから真方位	125度21分15秒	15メートルの点
ユ	キから真方位	122度59分01秒	67.62メートルの点
メ	ユから真方位	168度46分20秒	35.35メートルの点 (R=95.51m)
ミ	メから真方位	61度34分27秒	1.01メートルの点
シ	ミから真方位	143度00分49秒	98.90メートルの点
エ	基点第 94号から真方位	26度37分23秒	2,538.73メートルの点
ヒ	エから真方位	52度48分38秒	214.18メートルの点
モ	ヒから真方位	322度48分38秒	95.70メートルの点
セ	モから真方位	232度48分38秒	88.60メートルの点
ス	セから真方位	142度48分38秒	18.80メートルの点
ン	スから真方位	232度48分38秒	77.96メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- | | | |
|---|-------------|------------------------|
| 4 | 免許予定日 | 令和5年9月1日 |
| 5 | 申請期間 | 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで |
| 6 | 関係地区 | 静岡県静岡市清水区(旧清水市) |
| 7 | 存続期間 | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで |
| 8 | 類似又は新規漁業権の別 | 類似漁業権 |

1 公示番号 共第16号

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃

〃	さ ざ え 漁業	〃
〃	か き 漁業	〃
〃	な ま こ 漁業	〃
〃	わ か め 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ漁業	〃
〃	ほんだわら 漁業	〃

第2種共同漁業 磯魚刺網 漁業 1月1日から12月31日まで

第3種共同漁業 いわし・しらす地びき網漁業 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県静岡市駿河区地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 97号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点第 100号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 97号 静岡市清水区、駿河区界（滝が原川久方自転車道橋中央）に設置した標識
（北緯34度57分43.0544秒、東経138度28分28.0847秒）

基点第 98号 静岡市駿河区高松、下島界自転車道階段脇に設置した標識

基点第 99号 静岡市駿河区石部石部橋左岸に設置した標識
（北緯34度54分46.6248秒、東経138度21分17.4530秒）

基点第 100号 静岡市、焼津市界に設置した標識
（北緯34度53分55.9971秒、東経138度20分50.5033秒）

イ 基点第 97号から真方位 163度00分 2,000メートルの点

ロ 基点第 98号から真方位 165度09分 2,105メートルの点

ハ 基点第 99号から真方位 131度00分 2,200メートルの点

ニ 基点第 99号から真方位 131度00分 650メートルの点

ホ 基点第 100号から真方位 118度00分 650メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県静岡市駿河区

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 (2) 漁業の名称 (3) 漁業の時期

第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	かき 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	うに 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	いわし・しらす地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県焼津市地先

(5) 漁場の区域

次の基点第100号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、基点第106号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第100号 静岡市、焼津市界に設置した標識

(北緯34度53分55.9971秒、東経138度20分50.5033秒)

基点第101号 焼津市浜当目虚空蔵山海岸突堤基部に設置した標識

(北緯34度52分50.0764秒、東経138度20分15.1481秒)

基点第102号 焼津市焼津港北外港防波堤基部に設置した標識

(北緯34度52分13.4508秒、東経138度19分40.4942秒)

基点第103号 焼津市石津、田尻北界に設置した標識

(北緯34度50分32.0644秒、東経138度20分01.0627秒)

基点第104号 焼津市田尻1526番地の1(山林)、3169番地の2(山林)界の堤防上に設置した標識

(北緯34度49分57.6477秒、東経138度20分12.6476秒)

基点第105号 焼津市一色、下小杉界に設置した標識

(北緯34度48分47.0989秒、東経138度19分23.4678秒)

基点第106号 焼津市飯渕2037地先に設置した標識(国土交通省が設置した大井川港湾境界鉾と同地点)

(北緯34度46分17.2612秒、東経138度17分51.0097秒)

基点第107号 焼津市、榛原郡吉田町界(太平橋中央)に設置した標識

(北緯34度46分40.6556秒、東経138度16分51.4579秒)

基点第108号 榛原郡吉田町川尻4036番地の2地先に設置した標識(国土交通省が設置した海岸保全区域距離鉾と同地点)

(北緯34度45分50.3353秒、東経138度17分23.2715秒)

- イ 基点第 100号から真方位 118度00分 650メートルの点
- ロ 基点第 101号から真方位 120度00分 400メートルの点
- ハ 基点第 101号から真方位 120度00分 1,450メートルの点
- ニ 基点第 102号から真方位 109度00分 2,000メートルの点
- ホ 基点第 103号から真方位 54度55分 770メートルの点
- ヘ 基点第 104号から真方位 79度00分 1,400メートルの点
- ト 基点第 105号から真方位 126度34分 1,400メートルの点
- チ 基点第 107号から真方位 132度00分 3,200メートルの点
- リ 基点第 107号から真方位 132度00分の線と基点第 106号から基点第 108号を見通した線との交点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県焼津市
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	きさご 漁業	〃
〃	かき 漁業	〃
〃	はまぐり 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	はばのり 漁業	〃
〃	わかめ 漁業	〃
〃	かじめ、あらめ 漁業	〃
〃	つのまた 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	あじ・さば地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

〃 つきいそ 漁業 〃

(4) 漁場の位置 静岡県榛原郡吉田町、牧之原市、御前崎市（旧榛原郡御前崎町及び旧小笠郡浜岡町佐倉）地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 108号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、基点第 116号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

ただし、基点第 114号、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ヌ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域及び基点第116号、A、B、C、Dの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域を除く。CとDを結ぶ線は、マを中心とする半径 2,191.9メートルの円弧とする

なお、つきいそ漁業は北緯 34度41分45.0秒、東経 138度13分02.0秒の点を中心とした半径 100メートルの区域

(6) 点の位置

基点第 106号 焼津市飯渕 2037地先に設置した標識（国土交通省が設置した大井川港湾境界鉾と同地点）

（北緯34度46分17.2612秒、東経138度17分51.0097秒）

基点第 107号 焼津市、榛原郡吉田町界（太平橋中央）に設置した標識

（北緯34度46分40.6556秒、東経138度16分51.4579秒）

基点第 108号 榛原郡吉田町川尻 4036番地の 2 地先に設置した標識（国土交通省が設置した海岸保全区域距離鉾と同地点）

（北緯34度45分50.3353秒、東経138度17分23.2715秒）

基点第 109号 榛原郡吉田町、牧之原市界に設置した標識

基点第 110号 牧之原市勝俣、片浜界に設置した標識

（北緯34度43分23.0662秒、東経138度13分20.1322秒）

基点第 111号 牧之原市片浜（自転車歩行者専用道路橋中央）に設置した標識

（北緯34度42分31.0721秒、東経138度12分49.1777秒）

基点第 112号 牧之原市相良、大江界（相良橋中央）に設置した標識

（北緯34度41分20.5622秒、東経138度12分26.0941秒）

基点第 113号 牧之原市落居、須々木界に設置した標識

（北緯34度39分37.2239秒、東経138度11分39.9126秒）

基点第 114号 牧之原市、御前崎市界に設置した標識

（北緯34度37分12.6382秒、東経138度12分22.8982秒）

基点第 115号 御前崎市御前埼灯台

（北緯34度35分45.0357秒、東経138度13分32.6712秒）

基点第 116号 御前崎市新野川左岸に設置した標識

（北緯34度37分23.8794秒、東経138度08分13.5750秒）

基点第 117号 御前崎市中部電力株式会社浜岡原子力発電所放水口に設置した標識

(北緯34度37分16.9735秒、東経138度08分16.0033秒)

基点第 118号 御前崎港内中部電力株式会社荷揚岸壁に設置した標識

(北緯34度36分46.8377秒、東経138度13分23.5838秒)

- イ 基点第 107号から真方位 132度00分の線と基点第 106号から基点第 108号を見通した線との交点
- ロ 基点第 107号から真方位 132度00分 3,200メートルの点
- ハ 基点第 109号から真方位 149度00分 2,200メートルの点
- ニ 基点第 110号から真方位 126度00分 2,200メートルの点
- ホ 基点第 111号から真方位 108度04分 2,150メートルの点
- へ 基点第 111号から真方位 120度00分 4,200メートルの点
- ト 基点第 112号から真方位 115度00分 4,000メートルの点
- チ 基点第 112号から真方位 126度00分 2,100メートルの点
- リ 基点第 113号から真方位 84度17分 2,300メートルの点
- ヌ 基点第 114号から真方位 67度52分 2,100メートルの点
- ル 基点第 115号から真方位 82度33分 4,450メートルの点
- ヲ 基点第 115号から真方位 106度47分 3,850メートルの点
- ワ 基点第 115号から真方位 232度00分 5,150メートルの点
- カ 基点第 116号から真方位 189度00分 3,150メートルの点
- ヨ タから 142度29分59秒 510.92メートルの点
- タ レから 212度30分00秒 516.25メートルの点
- レ ソから 144度39分59秒 868.90メートルの点
- ソ ツから 187度29分59秒 745.00メートルの点
- ツ ネから 232度30分00秒 2,061.39メートルの点
- ネ 基点第 113号から真方位 104度59分の線と、リからナを見通した線との交点 (ナから 348度50分34秒 2,289.29メートルの点)
- ナ 基点第 114号から真方位 48度15分 2,395メートルの点 (御前崎市御前崎地先 北緯34度36分47.009秒、東経138度13分23.673秒 (三角点) から16度29分54秒 3,324.82メートルの点)
- ラ 基点第 118号から真方位 37度10分の線と、ヌからルを見通した線との交点
- ム 基点第 118号から真方位 37度10分 90メートルの点
- ウ ムから真方位 307度10分 110メートルの点
- キ 基点第 118号から真方位 325度40分 115メートルの点
- ノ ムから真方位 307度10分 170メートルの点
- オ ノから真方位 228度10分 430メートルの点
- ク 基点第 117号から真方位 118度00分 1,300メートルの点
- ヤ クから真方位 109度00分 1,882メートルの点
- マ クから真方位114度27分 1,611メートルの点

- A 基点第 116号から真方位 189度00分 2,063メートルの点
- B 基点第 117号から真方位 175度36分 2,478.5メートルの点
- C マから真方位 208度00分 2,191.9メートルの点
- D マを中心とする半径 2,191.9メートルの円と最大高潮時海岸線との東側の交点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県榛原郡吉田町、牧之原市、御前崎市（旧榛原郡御前崎町及び旧小笠郡浜岡町佐倉）
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	いせえび 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび 漁業	〃
〃	とこぶし 漁業	〃
〃	さざえ 漁業	〃
〃	たこ 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	かじめ 漁業	〃
第2種共同漁業	磯魚刺網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県牧之原市沖合

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 119号 牧之原市須々木地代川水門左岸に設置した標識

(北緯34度39分49.5215秒、東経138度11分41.2537秒)

- イ 基点第 119号から真方位 74度18分 3,820メートルの点
- ロ 基点第 119号から真方位 100度10分 5,100メートルの点
- ハ 基点第 119号から真方位 112度16分 4,700メートルの点
- ニ 基点第 119号から真方位 91度21分 3,000メートルの点

3 条件

いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日

- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県牧之原市（旧榛原郡相良町）、御前崎市（旧榛原郡御前崎町）
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種共同漁業	あさり 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり 漁業	〃
〃	なまこ 漁業	〃
〃	すじあおのり 漁業	〃
第2種共同漁業	このしろ刺網 漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ぼら刺網 漁業	〃
〃	はぜ刺網 漁業	9月1日から翌年1月31日まで
〃	ぼら鵜縄 漁業	4月1日から11月30日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網 漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

静岡県浜松市（旧浜松市、西区雄踏町、舞阪町、北区細江町、引佐町、三ヶ日町）、湖西市地先

(5) 漁場の区域

次の基点第120号と基点第121号とを結んだ線及び浜松市西区志都呂町しとろばし下流端の線並びに浜松市北区細江町落合橋（姫街道）下流端の線から都田川下流及び最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線とによつて囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第120号 湖西市新居町新居弁天地蔵
 （北緯34度40分53.0303秒、東経137度35分20.5800秒）

基点第121号 浜松市西区舞阪町舞阪灯台
 （北緯34度40分43.4693秒、東経137度36分45.9080秒）

3 条件

あさり、はまぐりについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県浜松市（旧浜松市、西区雄踏町、舞阪町、北区細江町、引佐町、三ヶ日町）、湖西市

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

8 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

区画漁業権

1 公示番号 区画第1号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市上多賀戸又地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 1号 熱海市上多賀戸又 828番地に設置した標識
(北緯35度03分34.7665秒、東経139度04分20.3695秒)

イ 基点第 1号から真方位 137度40分 162メートルの点

ロ 基点第 1号から真方位 117度55分 295メートルの点

ハ 基点第 1号から真方位 151度58分 484メートルの点

ニ 基点第 1号から真方位 169度32分 423メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県熱海市上多賀

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第2号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市下多賀地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 2号 熱海市下多賀池田港防波堤に設置した標識

(北緯35度03分02.2858秒、東経139度04分17.9854秒)

- イ 基点第 2号から真方位 89度00分 190メートルの点
- ロ 基点第 2号から真方位 46度58分 168メートルの点
- ハ 基点第 2号から真方位 51度55分 287メートルの点
- ニ 基点第 2号から真方位 120度00分 580メートルの点
- ホ 基点第 2号から真方位 145度00分 500メートルの点
- ヘ 基点第 2号から真方位 142度00分 100メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県熱海市下多賀
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第3号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市下多賀地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 3号 熱海市下多賀小山 541番地北東角に設置した標識

(北緯35度02分52.9449秒、東経139度04分47.4621秒)

- イ 基点第 3号から真方位 117度00分 120メートルの点
- ロ 基点第 3号から真方位 88度00分 190メートルの点
- ハ 基点第 3号から真方位 111度00分 320メートルの点
- ニ 基点第 3号から真方位 127度00分 300メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県熱海市下多賀
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第4号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ、しまあじ、さくらます小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市網代地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 4号 熱海市網代魚市場岸壁東端に設置した標識

(北緯35度02分46.4600秒、東経139度05分18.9000秒)

イ 基点第 4号から真方位 298度00分 522メートルの点

ロ 基点第 4号から真方位 319度00分 421メートルの点

ハ 基点第 4号から真方位 307度00分 261メートルの点

ニ 基点第 4号から真方位 281度00分 409メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県熱海市網代

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第5号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県伊東市宇佐美地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 5号 伊東市宇佐美留田港堤防に設置した標識

(北緯35度00分27.3878秒、東経139度05分29.1679秒)

- イ 基点第 5号から真方位 223度00分 350メートルの点
- ロ 基点第 5号から真方位 204度00分 950メートルの点
- ハ 基点第 5号から真方位 215度00分 1,000メートルの点
- ニ 基点第 5号から真方位 243度00分 500メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県伊東市宇佐美
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第6号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県伊東市新井地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 6号 伊東市新井第一防波堤東側先端
(北緯34度58分26.0335秒、東経139度06分26.1875秒)

- イ 基点第 6号から真方位 100度00分 284メートルの点
- ロ 基点第 6号から真方位 89度00分 428メートルの点
- ハ 基点第 6号から真方位 97度00分 450メートルの点
- ニ 基点第 6号から真方位 109度00分 318メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県伊東市新井
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第7号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡河津町見高地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 7号 賀茂郡河津町見高今井浜エビス山突端に設置した標識

(北緯34度45分04.2589秒、東経139度00分16.2411秒)

- イ 基点第 7号から真方位 100度00分 170メートルの点
- ロ 基点第 7号から真方位 120度00分 455メートルの点
- ハ 基点第 7号から真方位 145度30分 460メートルの点
- ニ 基点第 7号から真方位 169度30分 180メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県賀茂郡河津町見高
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第8号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 8号 賀茂郡東伊豆町稲取藤三弘防波堤先端に設置した標識

(北緯34度45分58.7537秒、東経139度02分02.5956秒)

- イ 基点第 8号から真方位 208度00分 500メートルの点
- ロ 基点第 8号から真方位 221度30分 650メートルの点
- ハ 基点第 8号から真方位 249度00分 530メートルの点

ニ 基点第 8号から真方位 244度00分 330メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第9号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県下田市白浜地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 9号、イ、ロ、ハ、基点第 10号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 9号 賀茂郡河津町、下田市界に設置した標識
(北緯34度43分03.3062秒、東経138度59分28.7338秒)

基点第 10号 下田市白浜板戸港防波堤に設置した標識
(北緯34度42分23.8621秒、東経138度58分46.9621秒)

イ 基点第 9号から真方位 110度00分 150メートルの点

ロ イから真方位 104度00分 20メートルの点

ハ 基点第 10号から真方位 100度00分 900メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県下田市白浜
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第10号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県下田市白浜地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第11号、イ、ロ、基点第12号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第11号 下田市白浜浦戸に設置した標識
(北緯34度41分14.1061秒、東経138度58分26.7813秒)

基点第12号 下田市白浜、外浦(馬の背鼻)界に設置した標識
(北緯34度40分44.6164秒、東経138度58分38.9436秒)

イ 基点第11号から真方位100度00分 800メートルの点

ロ 基点第12号から真方位84度00分 300メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県下田市白浜
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第11号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県下田市吉佐美地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第13号、イ、ロ、基点第14号及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第13号 下田市鍋田、吉佐美界俗称アビキ穴口に設置した標識
(北緯34度39分33.5353秒、東経138度56分08.0902秒)

基点第14号 下田市吉佐美雀島に設置した標識

基点第15号 下田市吉佐美前磯に設置した標識

- イ 基点第 13号から真方位 158度00分 300メートルの点
- ロ 基点第 14号から真方位 158度00分 200メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県下田市吉佐美
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第12号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県下田市五丁目鍋田地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 16号 下田市狼煙埼突端に設置した標識

- イ 基点第 16号から真方位 348度00分 345メートルの点
- ロ 基点第 16号から真方位 17度30分 250メートルの点
- ハ 基点第 16号から真方位 352度10分 145メートルの点
- ニ 基点第 16号から真方位 329度10分 280メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県下田市(旧下田)
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第13号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業

(3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町湊地先

(5) 漁場の区域

次の基点第17号、基点第18号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第17号 賀茂郡南伊豆町湊赤根に設置した標識

基点第18号 賀茂郡南伊豆町手石港堤防に設置した標識

(北緯34度37分46.6238秒、東経138度53分21.5086秒)

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県賀茂郡南伊豆町湊

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ養殖業

(3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎本瀬地先

(5) 漁場の区域

次の基点第19号、基点第20号を結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第19号 賀茂郡南伊豆町石廊崎本瀬磯守に設置した標識

基点第20号 賀茂郡南伊豆町石廊崎足金根に設置した標識

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第15号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町中木地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第21号、基点第22号、基点第23号、基点第24号を結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第21号 賀茂郡南伊豆町中木コムネガ崎に設置した標識

基点第22号 賀茂郡南伊豆町中木ナガサキ島東側に設置した標識

基点第23号 賀茂郡南伊豆町中木ナガサキ島西側に設置した標識

基点第24号 賀茂郡南伊豆町中木ナガサキの鼻に設置した標識

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県賀茂郡南伊豆町中木
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第16号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町妻良、子浦地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第25号、基点第26号を結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第25号 賀茂郡南伊豆町妻良根ヶ崎突端

基点第26号 賀茂郡南伊豆町子浦地ナガハイ突端

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日

- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
6 関係地区 静岡県賀茂郡南伊豆町妻良、子浦
7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第18号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|----------------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | (2) 漁業の名称 | (3) 漁業の時期 |
| 第1種区画漁業 | はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
| 〃 | わかめ養殖業 | 12月1日から翌年2月末まで |
- (4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦江梨地先
- (5) 漁場の区域
次の基点第31号、基点第32号を結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって
囲まれた区域
- (6) 点の位置
基点第31号 沼津市西浦江梨小来海 384番地に設置した標識
基点第32号 沼津市西浦江梨海老川、下田ノ輪界に設置した標識
(北緯35度01分20.6565秒、東経138度48分48.3135秒)

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
6 関係地区 静岡県沼津市西浦
7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
9 類似又は新規漁業権の別 新規漁業権

1 公示番号 区画第19号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|----------------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | (2) 漁業の名称 | (3) 漁業の時期 |
| 第1種区画漁業 | はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
| 〃 | わかめ養殖業 | 12月1日から翌年2月末まで |
- (4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦平沢地先
- (5) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (6) 点の位置

基点第 33号 沼津市西浦平沢東101番地の11「平沢 1号防波堤」に設置した標識
(北緯35度01分16.1059秒、東経138度51分36.3666秒)

- イ 基点第 33号から真方位 00度00分 200メートルの点
- ロ 基点第 33号から真方位 357度48分 325メートルの点
- ハ 基点第 33号から真方位 46度37分 530メートルの点
- ニ 基点第 33号から真方位 58度54分 465メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県沼津市西浦
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 新規漁業権

1 公示番号 区画第20号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|----------------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | (2) 漁業の名称 | (3) 漁業の時期 |
| 第1種区画漁業 | はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
| 〃 | わかめ養殖業 | 12月1日から翌年2月末まで |

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦足保地先

(5) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置
基点第 34号 沼津市西浦足保西浦港足保1号防波堤灯台
(北緯35度01分07.7160秒、東経138度50分17.3760秒)

- イ 基点第 34号から真方位 17度00分 179メートルの点
- ロ 基点第 34号から真方位 62度00分 232メートルの点
- ハ 基点第 34号から真方位 115度00分 158メートルの点
- ニ 基点第 34号から真方位 21度00分 22メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県沼津市西浦
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 新規漁業権

1 公示番号 区画第21号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|----------------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | (2) 漁業の名称 | (3) 漁業の時期 |
| 第1種区画漁業 | はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
| 〃 | わかめ養殖業 | 12月1日から翌年2月末まで |

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦古宇地先

(5) 漁場の区域

次の基点第36号、基点第37号を結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第36号 沼津市西浦古宇字今瀬、牛ヶ角鼻防波堤突端に設置した標識
(北緯35度01分07.1883秒、東経138度50分34.2458秒)

基点第37号 沼津市西浦古宇字長津崎突端に設置した標識
(北緯35度01分01.7688秒、東経138度50分58.0416秒)

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県沼津市西浦

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 新規漁業権

1 公示番号 区画第22号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|----------------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | (2) 漁業の名称 | (3) 漁業の時期 |
| 第1種区画漁業 | はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
| 〃 | わかめ養殖業 | 12月1日から翌年2月末まで |

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦立保地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第37号 沼津市西浦古宇字長津崎突端に設置した標識
(北緯35度01分01.7688秒、東経138度50分58.0416秒)

イ 基点第37号から真方位 355度00分 126メートルの点

ロ 基点第37号から真方位 43度00分 361メートルの点

ハ 基点第 37号から真方位 87度00分 299メートルの点

ニ 基点第 37号から真方位 104度00分 112メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県沼津市西浦

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 新規漁業権

1 公示番号 区画第23号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|----------------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | (2) 漁業の名称 | (3) 漁業の時期 |
| 第1種区画漁業 | はまち、たい、あじ、しまあじ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
| 〃 | わかめ養殖業 | 12月1日から翌年2月末まで |

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市内浦重寺、内浦三津、内浦重須、西浦木負地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 39号、イ、ロ、ハ、基点第 42号の各点を順次に結んだ線と基点第 43号、ニ、ホ、基点第 44号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線並びに海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 39号 沼津市西浦木負消波堤燈台

(北緯35度01分40.3228秒、東経138度52分39.7675秒)

基点第 40号 沼津市西浦木負、内浦重須界に設置した標識

(北緯35度01分30.8127秒、東経138度53分03.7603秒)

基点第 41号 沼津市内浦三津伊豆三津シーパラダイス駐車場北西角護岸に設置した標識

(北緯35度01分20.2297秒、東経138度53分50.1594秒)

基点第 42号 沼津市内浦重寺淡島 474番地西端に設置した標識

(北緯35度01分51.0743秒、東経138度53分20.3265秒)

基点第 43号 沼津市内浦重寺伊豆淡島燈台

(北緯35度02分09.5467秒、東経138度53分11.1227秒)

基点第 44号 沼津市内浦重寺、口野界に設置した標識

(北緯35度02分15.1657秒、東経138度53分51.9267秒)

イ 基点第 40号から真方位 30度00分 320メートルの点

ロ 基点第 40号から基点第 41号を見通した線上基点第 40号から 350メートルの点

ハ 基点第 41号から基点第 40号を見通した線上基点第 41号から 190メートルの点

ニ 基点第 43号から真方位 60度00分 250メートルの点

ホ 基点第 44号から真方位 310度20分 300メートルの点

3 条件

狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県沼津市内浦
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第26号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県沼津市口野地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 47号、基点第 48号を結んだ線と次の基点第 49号、基点 50号を結んだ線及び最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 47号 沼津市口野弁天島消波堤先端に設置した標識

(北緯35度02分42.4009秒、東経138度54分03.6981秒)

基点第 48号 沼津市口野尾高 1245番地の15 護岸北端に設置した標識

(北緯35度02分37.8304秒、東経138度53分54.3905秒)

基点第 49号 沼津市口野尾高 1245番地の15 護岸東端に設置した標識

(北緯35度02分35.8858秒、東経138度53分55.6196秒)

基点第 50号 沼津市口野尾高 242番地の7 船着場南端に設置した標識

(北緯35度02分37.1888秒、東経138度54分01.7454秒)

3 条件

- (1) 狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。
- (2) 設置する生けすの台数は、7台以内に限る。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県沼津市口野
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第27号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ小割式養殖業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県沼津市多比地先
(5) 漁場の区域

次の基点第51号、イ、ロ、基点第52号、基点第51号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第46号 沼津市口野口野港防波堤先端に設置した標識
(北緯35度02分37.7920秒、東経138度53分50.8322秒)

基点第51号 沼津市多比多比防波堤先端に設置した標識
(北緯35度02分55.6285秒、東経138度53分51.4646秒)

基点第52号 沼津市多比静浦港多比船越突堤灯台
(北緯35度02分53.8136秒、東経138度53分47.0778秒)

イ 基点第51号から真方位165度00分 136メートルの点

ロ 基点第52号から基点第46号を見通した線上基点第52号から100メートルの点

3 条件

- (1) 狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。
(2) 設置する生けすの台数は、8台以内に限る。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県沼津市多比

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第28号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 はまち、たい、あじ小割式養殖業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市江浦地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 54号、イ、ロ、基点第 55号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 46号 沼津市口野口野港防波堤先端に設置した標識

(北緯35度02分37.7920秒、東経138度53分50.8322秒)

基点第 53号 沼津市江浦静浦漁協旧江浦支所岸壁先端に設置した標識

(北緯35度03分00.7088秒、東経138度53分47.1871秒)

基点第 54号 沼津市江浦弁天埼南端に設置した標識

(北緯35度03分01.2002秒、東経138度53分37.8789秒)

基点第 55号 沼津市江浦 42番地の 3 の 2 の前岸壁に設置した標識

(北緯35度03分02.0087秒、東経138度53分26.1128秒)

基点第 56号 沼津市江浦 15番地の 18(沼津マリーナ)北東角に設置した標識

(北緯35度02分54.8577秒、東経138度53分29.9053秒)

イ 基点第 54号から基点第 46号を見通した線上基点第 54号から 100メートルの点

ロ 基点第 55号から真方位 148度00分の線と基点第 56号から基点第 53号を見通した線との交点

3 条件

(1) 狩野川放水路の通常の放水については、支障のある行為をしてはならない。

(2) 設置する生けすの台数は、41 台以内に限る。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県沼津市江浦

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	(2) 漁業の名称	(3) 漁業の時期
第1種区画漁業	はまち、たい、あじ、しまあじ、ふぐ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで
〃	わかめ、こんぶ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで
〃	ひじき養殖業	1月1日から5月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県沼津市獅子浜地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 57号 沼津市獅子浜北洞 248番地の 42地先馬込 1号防波堤に設置した標識
(北緯35度03分22.1592秒、東経138度52分49.7624秒)

イ 基点第 57号から真方位 254度55分 793メートルの点

ロ 基点第 57号から真方位 227度09分 840メートルの点

ハ 基点第 57号から真方位 228度39分 302メートルの点

ニ 基点第 57号から真方位 267度10分 304メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県沼津市口野、多比、江浦、獅子浜

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第30号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業

(3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県静岡市清水区由比今宿地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 58号 静岡市清水区由比今宿東名高速道路消波堤濁ノ沢東側に設置した標識
(北緯35度05分46.0189秒、東経138度33分12.8508秒)

イ 基点第 58号から真方位 146度00分 350メートルの点

ロ 基点第 58号から真方位 140度00分 390メートルの点

ハ 基点第 58号から真方位 170度20分 860メートルの点

ニ 基点第 58号から真方位 174度30分 850メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県静岡市清水区(旧静岡県庵原郡由比町)

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第31号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県静岡市駿河区石部地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 59号 静岡市駿河区用宗用宗港沖西防波堤灯台

(北緯34度55分09.9794秒、東経138度22分25.8848秒)

イ 基点第 59号から真方位 241度13分 1,046メートルの点

ロ 基点第 59号から真方位 232度44分 1,065メートルの点

ハ 基点第 59号から真方位 235度06分 1,561メートルの点

ニ 基点第 59号から真方位 240度59分 1,546メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県静岡市駿河区

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第32号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県焼津市浜当目地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 60号、イ、ロ、基点第 61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 60号 静岡市、焼津市界に設置した標識

(北緯34度53分55.9971秒、東経138度20分50.5033秒)

基点第 61号 焼津市浜当日虚空蔵山海岸突堤に設置した標識

(北緯34度52分50.0764秒、東経138度20分15.1481秒)

イ 基点第 60号から真方位 118度00分 650メートルの点

ロ 基点第 61号から真方位 120度00分 400メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県焼津市浜当日

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ養殖業

(3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで

(4) 漁場の位置 静岡県焼津市地先(旧志太郡大井川町地先)

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 62号 焼津市飯渕大井川港旧南防波堤灯台跡地に設置した標識

(北緯34度46分37.7908秒、東経138度18分07.4517秒)

イ 基点第 62号から真方位 46度00分 1,550メートルの点

ロ 基点第 62号から真方位 57度50分 1,650メートルの点

ハ 基点第 62号から真方位 50度30分 2,700メートルの点

ニ 基点第 62号から真方位 43度00分 2,600メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県焼津市(旧志太郡大井川町)

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第34号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県榛原郡吉田町川尻、住吉地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 63号 榛原郡吉田町川尻護岸堤に設置した標識

(北緯34度45分55.9169秒、東経138度17分22.4953秒)

基点第 64号 榛原郡吉田町吉田港東防波堤灯台

(北緯34度44分57.1917秒、東経138度16分03.1906秒)

イ 基点第 63号から真方位 226度00分 1,050メートルの点

ロ 基点第 63号から真方位 202度00分 1,250メートルの点

ハ 基点第 64号から真方位 124度00分 1,050メートルの点

ニ 基点第 64号から真方位 107度00分 600メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県榛原郡吉田町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第35号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県榛原郡吉田町住吉、牧之原市細江地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 64号 榛原郡吉田町吉田港東防波堤灯台

(北緯34度44分57.1917秒、東経138度16分03.1906秒)

基点第 65号 榛原郡吉田町住吉 5439番地の 469地先に設置した標識(国土交通省が設置した海岸保
全区域距離鋳(NO. 79)と同地点)
(北緯34度44分32.3700秒、東経138度14分48.5700秒)

- イ 基点第 64号から真方位 217度00分 1,300メートルの点
- ロ 基点第 64号から真方位 199度00分 1,550メートルの点
- ハ 基点第 65号から真方位 185度00分 1,369メートルの点
- ニ 基点第 65号から真方位 204度00分 1,057メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県榛原郡吉田町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第36号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県牧之原市片浜地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 66号 牧之原市片浜片浜-13号陸閘に設置した標識
(北緯34度42分10.3000秒、東経138度12分47.6847秒)

- イ 基点第 66号から真方位 64度00分 1,200メートルの点
- ロ 基点第 66号から真方位 77度00分 1,675メートルの点
- ハ 基点第 66号から真方位 110度54分 1,600メートルの点
- ニ 基点第 66号から真方位 117度00分 1,000メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県牧之原市片浜
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第37号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県牧之原市片浜、大江地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 67号 牧之原市片浜片浜一11号陸間に設置した標識

(北緯34度42分00.5814秒、東経138度12分47.1338秒)

基点第 68号 牧之原市大江 640番地の 1の 1地先自転車歩行者専用道路に設置した標識

(北緯34度41分26.3145秒、東経138度12分30.6531秒)

イ 基点第 67号から真方位 114度00分 600メートルの点

ロ 基点第 67号から真方位 114度00分 1,500メートルの点

ハ 基点第 68号から真方位 114度00分 1,500メートルの点

ニ 基点第 68号から真方位 114度00分 600メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県牧之原市片浜

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第38号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県牧之原市相良、須々木地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 69号 牧之原市相良、大江界(萩間川相良水門隣接側道橋中央)に設置した標識
(北緯34度41分20.5622秒、東経138度12分26.0941秒)

イ 基点第 69号から真方位 169度30分 2,050メートルの点

ロ 基点第 69号から真方位 164度00分 2,600メートルの点

ハ 基点第 69号から真方位 170度30分 2,720メートルの点

ニ 基点第 69号から真方位 177度00分 2,200メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県牧之原市相良

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ、こんぶ養殖業

(3) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで

(4) 漁場の位置 静岡県牧之原市地頭方地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 70号 牧之原市須々木、落居界防波堤に設置した標識

(北緯34度39分37.2239秒、東経138度11分39.9126秒)

基点第 71号 牧之原市新庄、地頭方界に設置した標識

(北緯34度38分03.9169秒、東経138度11分43.6200秒)

イ 基点第 70号から真方位 120度00分 160メートルの点

ロ 基点第 70号から真方位 95度00分 860メートルの点

ハ 基点第 71号から真方位 60度00分 900メートルの点

ニ 基点第 71号から真方位 60度00分 150メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県牧之原市落居、地頭方、新庄

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第40号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 のり養殖業
(3) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(4) 漁場の位置 静岡県湖西市鷺津地先
(5) 漁場の区域

次の基点第72号、イ、ロ、ハ、基点第81号の各点を順次に結んだ線と基点第77号、基点第78号、ニ、ホ、基点第80号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線並びに海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第72号 湖西市新居町中之郷の太陽光発電所(合同会社RS静岡湖西1)北東角に設置した標識
(北緯34度42分39.9363秒、東経137度33分48.6025秒)

基点第74号 湖西市鷺津2499番地地先防波堤北東角に設置した標識
(北緯34度43分22.3603秒、東経137度33分10.8525秒)

基点第75号 湖西市鷺津2730番地の2北東角に設置した標識
(北緯34度43分25.7298秒、東経137度32分57.9812秒)

基点第77号 湖西市鷺津2522番地の4北端に設置した標識(静岡県10.4標識鉾と同地点)
(北緯34度43分10.2271秒、東経137度32分45.5116秒)

基点第78号 湖西市鷺津466番地の12北端に設置した標識
(北緯34度43分13.7667秒、東経137度32分32.8071秒)

基点第80号 湖西市新所101番地地先防波堤に設置した標識
(北緯34度43分54.5175秒、東経137度32分18.2661秒)

基点第81号 湖西市新所5962番地の10防潮堤南角に設置した標識
(北緯34度43分58.8536秒、東経137度32分29.2081秒)

基点第76号 湖西市鷺津2774番地北西角に設置した標識
(北緯34度43分24.1560秒、東経137度32分50.1117秒)

基点第79号 湖西市鷺津平松2540番地東角に設置した標識
(北緯34度43分23.4704秒、東経137度32分27.4787秒)

イ 基点第72号から真方位 72度00分 150メートルの点

ロ 基点第74号から真方位 34度00分 300メートルの点

ハ 基点第75号から基点第81号を見通した線上基点第75号から150メートルの点

ニ 基点第79号から基点第76号を見通した線上基点第79号から50メートルの点

ホ 基点第 79号から基点第 76号を見通した線上基点第 79号から 150メートルの点

3 条件

のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県湖西市鷺津
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第41号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 はまち、たい、すずき小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市鷺津地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 73号 湖西市鷺津鷺津漁港防波堤先端に設置した標識

(北緯34度42分56.8866秒、東経137度33分23.9858秒)

- イ 基点第 73号から真方位 52度00分 240メートルの点
- ロ 基点第 73号から真方位 56度00分 290メートルの点
- ハ 基点第 73号から真方位 129度30分 500メートルの点
- ニ 基点第 73号から真方位 134度30分 470メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県湖西市鷺津
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第42号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業

- (2) 漁業の名称 のり養殖業、かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区舘山寺町、庄内町、村櫛町、舞阪町弁天島、湖西市新居町新居地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 100号、イ、ロ、ハ、ニ、基点第 83号の各点を順次に結んだ線と基点第 85号、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、基点第 94号、ル、ヲ、ワ、カ、基点第 99号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線並びに海面と内水面の境界線と第 3 鉄橋北端によって囲まれた区域並びに基点第 82号から真方位 229度の線と基点第 83号から真方位 247度30分の線並びに最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線並びに距岸 200メートルの線によって囲まれた区域

ただし、区画第 71号の区域を除く

- (6) 点の位置

基点第 72号 湖西市新居町中之郷の太陽光発電所(合同会社 RS静岡湖西 1)北東角に設置した標識
(北緯34度42分39.9363秒、東経137度33分48.6025秒)

基点第 82号 浜松市西区舘山寺町2232番地の 1 突端に設置した標識
(北緯34度46分05.5018秒、東経137度36分37.1514秒)

基点第 83号 浜松市西区村櫛町小柳 280番地の 2 地先の石垣南端に設置した標識
(北緯34度44分32.4991秒、東経137度35分35.4013秒)

基点第 84号 浜松市西区村櫛町 4594番地の 11堤防の北端に設置した標識
(北緯34度44分07.6784秒、東経137度35分24.7835秒)

基点第 85号 浜松市西区村櫛町臨海 5751A区西角に設置した標識
(北緯34度42分41.6322秒、東経137度34分59.8302秒)

基点第 86号 浜松市西区村櫛町臨海 5751A区南西角に設置した標識
(北緯34度42分39.1789秒、東経137度35分02.3666秒)

基点第 89号 浜松市西区村櫛町臨海 C 区埋立地南西角に設置した標識
(北緯34度42分44.4702秒、東経137度35分56.0851秒)

基点第 91号 浜松市西区村櫛町臨海 C 区埋立地南東角から西へ 170メートルの点に設置した標識
(北緯34度42分45.7976秒、東経137度36分09.5908秒)

基点第 92号 浜松市西区雄踏町宇布見浅羽アサヒハウス工業(株)浜名湖中池東・西太陽光発電所南西角に設置した標識
(北緯34度41分43.0854秒、東経137度37分23.7901秒)

基点第 93号 浜松市西区篠原飛地養魚場北西角に設置した標識
(北緯34度41分45.0258秒、東経137度36分54.9041秒)

基点第 94号 浜松市西区舞阪町舞阪字十王 2697番地の 1 地先に設置した標識
(北緯34度41分50.1901秒、東経137度36分42.0490秒)

基点第 95号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園北東角に設置した標識

- (北緯34度41分56.7974秒、東経137度36分37.5322秒)
- 基点第 96号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園北西角に設置した標識
(北緯34度42分03.3259秒、東経137度36分21.6539秒)
- 基点第 97号 浜松市西区舞阪町弁天島観月園北西角に設置した標識
(北緯34度41分57.4812秒、東経137度35分49.3706秒)
- 基点第 98号 浜松市西区舞阪町弁天島 3481番地の 26に設置した標識
(北緯34度41分41.7105秒、東経137度35分32.9868秒)
- 基点第 99号 湖西市新居町西浜名橋(コミュニティ道路)東から 2番目の橋脚に設置した標識
(北緯34度41分38.2838秒、東経137度35分19.5905秒)
- 基点第 100号 湖西市新居町 3号鉄橋西側橋台北東角に設置した標識
(北緯34度41分41.8874秒、東経137度35分03.1107秒)
- 基点第 101号 湖西市新居町新居 3380番地の 21に設置した標識
(北緯34度41分38.1891秒、東経137度34分35.7881秒)
- 基点第 102号 浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤塘B区北西角に設置した標識
(北緯34度43分45.7837秒、東経137度37分46.7769秒)
- イ 基点第 72号から真方位 72度00分 150メートルの点
- ロ 基点第 85号から真方位 304度00分 400メートルの点
- ハ 基点第 84号から真方位 284度00分 100メートルの点
- ニ 基点第 83号から真方位 247度30分 350メートルの点
- ホ 基点第 85号から真方位 280度00分 100メートルの点
- ト 基点第 91号から真方位 174度00分 100メートルの点
- チ 基点第 91号から真方位 174度00分 250メートルの点
- ヌ 基点第 92号から真方位 297度00分 1,300メートルの点
- ル 基点第 95号から真方位 27度00分 50メートルの点
- ヲ 基点第 96号から真方位 27度00分 50メートルの点
- ワ 基点第 97号から真方位 28度00分 400メートルの点
- カ 基点第 99号から真方位 359度00分 150メートルの点
- へ 基点第 86号から基点第 101号を見通した線上基点第 86号から 100メートルの点
- リ 基点第 89号から基点第 93号を見通した線と基点第 98号から基点第102号を見通した線 との交点

3 条件

- (1) のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。
- (2) かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町、雄踏町、村櫛町、湖西市新居町、鷲津

- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第43号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 のり養殖業
(3) 漁業の時期 11月15日から翌年3月25日まで
(4) 漁場の位置 静岡県湖西市鷺津、浜松市西区村櫛町地先
(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 72号 湖西市新居町中之郷の太陽光発電所(合同会社 RS静岡湖西 1)北東角に設置した標識
(北緯34度42分39.9363秒、東経137度33分48.6025秒)

基点第 74号 湖西市鷺津 2499番地地先防波堤北東角に設置した標識
(北緯34度43分22.3603秒、東経137度33分10.8525秒)

基点第 75号 湖西市鷺津 2730番地の 2北東角に設置した標識
(北緯34度43分25.7298秒、東経137度32分57.9812秒)

基点第 81号 湖西市新所 5962番地の 10防潮堤南角に設置した標識
(北緯34度43分58.8536秒、東経137度32分29.2081秒)

基点第 83号 浜松市西区村櫛町小柳 280番地の 2地先の石垣南端に設置した標識
(北緯34度44分32.4991秒、東経137度35分35.4013秒)

基点第 84号 浜松市西区村櫛町 4594番地の 11堤防の北端に設置した標識
(北緯34度44分07.6784秒、東経137度35分24.7835秒)

基点第 85号 浜松市西区村櫛町臨海 5751A区西角に設置した標識
(北緯34度42分41.6322秒、東経137度34分59.8302秒)

イ 基点第 75号から基点第 81号を見通した線上基点第 75号から 150メートルの点

ロ 基点第 75号から基点第 81号を見通した線上基点第 75号から 350メートルの点

ハ 基点第 83号から真方位 247度30分 350メートルの点

ニ 基点第 84号から真方位 284度00分 100メートルの点

ホ 基点第 85号から真方位 304度00分 400メートルの点

へ 基点第 72号から真方位 72度00分 150メートルの点

ト 基点第 74号から真方位 34度00分 300メートルの点

3 条件

のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区村櫛町、舞阪町、湖西市鷺津
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第44号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区雄踏町山崎、宇布見地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第92号、イ、ロ、ハ、基点第104号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第89号 浜松市西区村櫛町臨海C区埋立地南西角に設置した標識
(北緯34度42分44.4702秒、東経137度35分56.0851秒)

基点第92号 浜松市西区雄踏町宇布見浅羽アサヒハウス工業(株)浜名湖中池東・西太陽光発電所南西角に設置した標識
(北緯34度41分43.0854秒、東経137度37分23.7901秒)

基点第98号 浜松市西区舞阪町舞阪3481番地の26に設置した標識
(北緯34度41分41.7105秒、東経137度35分32.9868秒)

基点第102号 浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤塘B区北西角に設置した標識
(北緯34度43分45.7837秒、東経137度37分46.7769秒)

基点第103号 浜松市西区雄踏町山崎昭和新田北西角に設置した標識
(北緯34度42分50.8373秒、東経137度37分00.6250秒)

基点第104号 浜松市西区雄踏町山崎に設置した標識
(北緯34度42分56.3666秒、東経137度37分16.2501秒)

基点第93号 浜松市西区篠原飛地養魚場北西角に設置した標識
(北緯34度41分45.0258秒、東経137度36分54.9041秒)

イ 基点第92号から真方位297度00分1,300メートルの点

ロ 基点第89号から基点第93号を見通した線と基点第98号から基点第102号を見通した線との交点

ハ 基点第98号から基点第102号を見通した線と基点第104号からニを見通した延長線との交点

ニ 基点第103号から真方位320度00分170メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区雄踏町、舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第45号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市新所、吉美、古見、鷺津地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第79号、イ、基点第80号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

- 基点第76号 湖西市鷺津 2774番地北西角に設置した標識
(北緯34度43分24.1560秒、東経137度32分50.1117秒)
- 基点第79号 湖西市鷺津平松 2540番地東角に設置した標識
(北緯34度43分23.4704秒、東経137度32分27.4787秒)
- 基点第80号 湖西市新所 101番地地先防波堤に設置した標識
(北緯34度43分54.5175秒、東経137度32分18.2661秒)

イ 基点第79号から基点第76号を見通した線上基点第76号から200メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町、雄踏町、湖西市新居町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第46号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市横山、入出地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第105号と基点第106号を結んだ線と基点第107号と基点第108号とを結んだ線及び最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

- 基点第105号 浜松市北区三ヶ日町下尾奈、湖西市界に設置した標識
(北緯34度46分10.3263秒、東経137度32分51.6678秒)
- 基点第106号 湖西市入出正太寺鼻東端に設置した標識
(北緯34度45分26.4439秒、東経137度32分17.9951秒)
- 基点第107号 湖西市入出874番地の1北端に設置した標識
(北緯34度45分29.3566秒、東経137度31分54.9446秒)
- 基点第108号 湖西市横山州の鼻南端に設置した標識
(北緯34度45分35.9837秒、東経137度31分53.5152秒)

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県湖西市入出、新居町、浜松市西区舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第47号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市入出、太田、大知波、利木地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第111号、イ、基点第110号を結んだ線及び最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域であって距岸150メートル以内の区域及び基点第109号と基点第110号を結んだ線と最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 111号 湖西市利木 5013番地に設置した標識

(北緯34度45分47.7154秒、東経137度31分36.9091秒)

基点第 109号 湖西市入出字長者 1380番地 (ヤマハマリーナの 24トンクレーン北側)に設置した標識

(北緯34度45分21.2600秒、東経137度31分13.0000秒)

基点第 110号 湖西市利木村社天神社前天神大橋に設置した標識

(北緯34度45分42.2153秒、東経137度31分14.5660秒)

イ 基点第 111号から真方位 227度の線と基点第 109号から基点第 110号を見通した線との交点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県湖西市入出、新居町、浜松市西区舞阪町、雄踏町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第48号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日、三ヶ日町鶴代、三ヶ日町下尾奈地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 112号から真方位 39度の線と基点第 114号から真方位 182度の線及び最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線及び距岸 200メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 114号 浜松市北区三ヶ日町三ヶ日神明川右岸突堤端に設置した標識

(北緯34度48分08.0045秒、東経137度33分12.7272秒)

基点第 112号 浜松市北区三ヶ日町下尾奈 2251番地の 38北側埋立地東端角に設置した標識

(北緯34度46分31.1340秒、東経137度32分49.4745秒)

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

- 6 関係地区 静岡県浜松市北区三ヶ日町、西区舞阪町、雄踏町、湖西市新居町
7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第49号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
(4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町宇志、三ヶ日町津々崎地先
(5) 漁場の区域

次の基点第115号、イ、ロ、基点第116号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線によって囲まれた区域及び基点第116号から真方位202度の線と基点第117号から真方位117度の線と最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線及び距岸150メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第115号 浜松市北区三ヶ日町宇志 1320番地の5 市立三ヶ日中学校南東角防波堤に設置した標識

(北緯34度47分49.1639秒、東経137度33分22.4880秒)

基点第116号 浜松市北区三ヶ日町津々崎の防波堤に設置した標識

基点第117号 浜松市北区三ヶ日町都筑大谷川浜名湖周遊自転車道津々崎橋西端に設置した標識

(北緯34度47分46.0100秒、東経137度34分05.2715秒)

イ 基点第115号から真方位209度00分 400メートルの点

ロ 基点第116号から真方位202度00分 200メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
6 関係地区 静岡県浜松市北区三ヶ日町、西区舞阪町、雄踏町、湖西市新居町
7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第50号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第118号、イ、ロ、基点第119号を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

- (6) 点の位置
 - 基点第118号 浜松市北区三ヶ日町都筑 2710番地南西角に設置した標識
(北緯34度47分29.7284秒、東経137度34分09.7419秒)
 - 基点第119号 浜松市北区三ヶ日町大崎 2023番地の1に設置した標識
(北緯34度46分50.1018秒、東経137度33分49.7150秒)
 - イ 基点第118号から真方位 264度00分 200メートルの点
 - ロ 基点第119号から真方位 267度00分 350メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市北区三ヶ日町、西区舞阪町、雄踏町、湖西市新居町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

- 1 公示番号 区画第51号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第120号、イ、ロ、ハ、ニ、基点第123号の各点を結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

- (6) 点の位置
 - 基点第120号 浜松市北区三ヶ日町大崎 1665番地地先に設置した標識
(北緯34度46分36.3558秒、東経137度33分51.5489秒)
 - 基点第121号 浜松市北区三ヶ日町大崎 1761番地地先に設置した標識

(北緯34度46分21.8271秒、東経137度33分40.1578秒)

基点第 122号 浜松市北区三ヶ日町大崎 1855番地地先に設置した標柱

(北緯34度46分19.8500秒、東経137度33分12.3500秒)

基点第 123号 浜松市北区三ヶ日町大崎瀬戸浦溜防波堤先端に設置した標識

(北緯34度46分13.4099秒、東経137度33分04.5408秒)

イ 基点第 121号から真方位 5度00分 370メートルの点

ロ 基点第 121号から真方位 345度00分 200メートルの点

ハ 基点第 122号から真方位 350度00分 100メートルの点

ニ 基点第 123号から真方位 345度00分 200メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県浜松市北区三ヶ日町、西区舞阪町、湖西市新居町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第52号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾奈地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 113号 浜松市北区三ヶ日町下尾奈 1078番地地先に設置した標識

(北緯34度46分59.9395秒、東経137度32分51.3300秒)

イ 基点第 113号から真方位 58度00分 700メートルの点

ロ 基点第 113号から真方位 66度00分 820メートルの点

ハ 基点第 113号から真方位 122度00分 630メートルの点

ニ 基点第 113号から真方位 127度00分 480メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市北区三ヶ日町、西区舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第53号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑、三ヶ日町大崎地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第124号と基点第125号を結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第124号 浜松市北区三ヶ日町大崎 697番地地先に設置した標識(静岡県 25.4標識鉾と同地点)
(北緯34度46分11.8448秒、東経137度34分08.5306秒)

基点第125号 浜松市北区三ヶ日町都筑 523番地の1(青年の家)地先防波堤先端に設置した標識
(北緯34度46分53.5426秒、東経137度34分43.0245秒)

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町、湖西市新居町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第54号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑、三ヶ日町佐久米地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 126号から真方位 180度の線と基点第 127号から真方位 180度の線及び最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線及び距岸 200メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 126号 浜松市北区三ヶ日町都筑江川橋西角に設置した標識
(北緯34度47分07.8364秒、東経137度35分09.9816秒)

基点第 127号 浜松市北区三ヶ日町佐久米東名高速道路埋立船溜西角に設置した標識
(北緯34度47分18.2867秒、東経137度35分58.4802秒)

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第55号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区三ヶ日町佐久米地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 127号 浜松市北区三ヶ日町佐久米東名高速道路埋立船溜西角に設置した標識
(北緯34度47分18.2867秒、東経137度35分58.4802秒)

イ 基点第 127号から真方位 159度00分 650メートルの点

ロ 基点第 127号から真方位 160度00分 680メートルの点

ハ 基点第 127号から真方位 169度00分 650メートルの点

ニ 基点第 127号から真方位 168度00分 620メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町

- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第56号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区細江町気賀地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第131号、イ、ハ、ロ、基点第128号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界線及びによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第128号 浜松市北区細江町気賀 11015番地地先に設置した標識
(北緯34度47分21.8569秒、東経137度36分57.7342秒)

基点第129号 浜松市北区細江町気賀 10619番地地先に設置した標識
(北緯34度47分46.7253秒、東経137度37分14.0182秒)

基点第130号 浜松市北区細江町気賀下前橋南角に設置した標識
(北緯34度48分00.6882秒、東経137度37分47.4736秒)

基点第131号 浜松市北区細江町気賀 5820番地 交通教育センターレインボー浜名湖南側 浜名湖周遊自転車道に設置した標識
(北緯34度47分43.5796秒、東経137度38分20.1589秒)

イ 基点第131号から真方位 234度00分 400メートルの点

ロ 基点第128号から真方位 149度00分 250メートルの点

ハ 基点第129号からイを見通した線と基点第130号からロを見通した線との交点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市北区細江町、西区舞阪町、雄踏町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第57号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区細江町気賀地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第131号 浜松市北区細江町気賀 5820番地 交通教育センターレインボー浜名湖南側 浜名湖周
遊自転車道に設置した標識

(北緯34度47分43.5796秒、東経137度38分20.1589秒)

イ 基点第131号から真方位 244度00分 1,000メートルの点

ロ 基点第131号から真方位 213度00分 830メートルの点

ハ 基点第131号から真方位 214度00分 1,000メートルの点

ニ 基点第131号から真方位 240度00分 1,150メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市北区細江町、西区舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第58号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市北区細江町気賀地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第132号から真方位 354度の線と基点第133号から真方位 0度の線及び最大高潮時湖
岸線並びに海面と内水面の境界線及び距岸 150メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第132号 浜松市北区細江町気賀 4318番地地先突堤に設置した標識

(北緯34度46分59.0739秒、東経137度38分10.4875秒)

基点第 133号 浜松市北区細江町気賀 4378番地地先護岸に設置した標識
(北緯34度46分59.2475秒、東経137度38分01.0545秒)

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市北区細江町、西区舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第59号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区呉松町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 134号、イ、ロ、ハ、基点第 134号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 134号 浜松市西区呉松町 1769番地の1地先に設置した標識
(北緯34度46分36.2889秒、東経137度37分26.2476秒)

- イ 基点第 134号から真方位 225度00分 100メートルの点
- ロ 基点第 134号から真方位 293度00分 330メートルの点
- ハ 基点第 134号から真方位 311度00分 300メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第60号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区呉松町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第135号から真方位176度の線と基点第136号から真方位176度の線及び最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線及び距岸100メートルの線によって囲まれた区域

- (6) 点の位置
 - 基点第135号 浜松市西区呉松町舘山寺ロープウェイ下に設置した標識
(北緯34度46分06.2000秒、東経137度37分08.3500秒)
 - 基点第136号 浜松市西区呉松町一敷1406番地に設置した標識
(北緯34度46分04.0000秒、東経137度37分31.3500秒)

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第61号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区舘山寺町地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (6) 点の位置
 - 基点第135号 浜松市西区呉松町舘山寺ロープウェイ下に設置した標識
(北緯34度46分06.2000秒、東経137度37分08.3500秒)
 - 基点第136号 浜松市西区呉松町一敷1406番地に設置した標識
(北緯34度46分04.0000秒、東経137度37分31.3500秒)
 - イ 基点第135号から真方位180度00分 250メートルの点
 - ロ 基点第136号から真方位180度00分 180メートルの点

- ハ 基点第 136号から真方位 180度00分 330メートルの点
- ニ 基点第 135号から真方位 180度00分 400メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第62号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区村櫛町、庄和町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 90号、イ、ロ、ハ、基点第 138号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び庄和花博橋下流端とによって囲まれた区域並びに、基点第 138号から真方位117度の線、基点第 139号と基点第 140号を結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界線、3号橋東端、5号橋東端及び距岸 250メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 90号 浜松市西区村櫛町臨海C区埋立地南東角から西へ 250メートルの点に設置した標識
(北緯34度42分45.4669秒、東経137度36分06.7650秒)

基点第 137号 浜松市西区村櫛町臨海C区埋立地南東角に設置した標識
(北緯34度42分46.4557秒、東経137度36分16.2327秒)

基点第 138号 浜松市西区村櫛町臨海D区埋立地北東角に設置した標識
(北緯34度43分11.8196秒、東経137度36分38.0415秒)

基点第 139号 浜松市西区協和町の太陽光発電所(浜松中開ソーラーパーク株式会社)地先に設置した標識
(北緯34度44分15.8610秒、東経137度36分40.9966秒)

基点第 140号 浜松市西区白洲町、協和町界に設置した標識
(北緯34度44分14.7701秒、東経137度36分50.4839秒)

イ 基点第 90号から真方位 174度00分 100メートルの点

ロ 基点第 137号から真方位 107度00分 280メートルの点

ハ 基点第 138号から真方位 117度00分 250メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区白洲町、舞阪町、雄踏町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第63号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区白洲町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 140号、イ、ロ、基点第 141号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

- 基点第 140号 浜松市西区白洲町、協和町界に設置した標識
(北緯34度44分14.7701秒、東経137度36分50.4839秒)
- 基点第 141号 浜松市西区白洲町白洲港防波堤南端に設置した標識
(北緯34度43分55.9548秒、東経137度37分20.6338秒)

イ 基点第 140号から真方位 191度00分 270メートルの点

ロ 基点第 141号から真方位 211度00分 200メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区白洲町、舞阪町、湖西市新居町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第64号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区白洲町、平松町、和地町、佐浜町、大人見町、古人見町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第141号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点第145号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域並びに基点第145号から真方位147度の線から基点第102号に至る最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線及び距岸200メートルの線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

- 基点第141号 浜松市西区白洲町白洲港防波堤南端に設置した標識
(北緯34度43分55.9548秒、東経137度37分20.6338秒)
- 基点第142号 浜松市西区白洲町2960番地の2に設置した標識
(北緯34度44分10.7013秒、東経137度37分27.5416秒)
- 基点第143号 浜松市西区白洲町3650番地の3に設置した標識
(北緯34度44分43.2301秒、東経137度37分35.2905秒)
- 基点第144号 浜松市西区白洲町1323番地地先に設置した標識
(北緯34度44分55.8201秒、東経137度37分43.0183秒)
- 基点第145号 浜松市西区平松町710番地地先に設置した標識
(北緯34度45分12.2674秒、東経137度37分59.2180秒)
- 基点第102号 浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤塘B区北西角に設置した標識
(北緯34度43分45.7837秒、東経137度37分46.7769秒)
- イ 基点第141号から真方位118度00分 165メートルの点
- ロ 基点第142号から真方位90度00分 260メートルの点
- ハ 基点第143号から真方位109度00分 315メートルの点
- ニ 基点第144号から真方位109度00分 250メートルの点
- ホ 基点第145号から真方位147度00分 350メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区白洲町、舞阪町、雄踏町、湖西市新居町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第65号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区古人見町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第102号、イ、ロ、基点第146号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第102号 浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤塘B区北西角に設置した標識
(北緯34度43分45.7837秒、東経137度37分46.7769秒)

基点第146号 浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤塘B区南西角に設置した標識
(北緯34度43分11.0047秒、東経137度37分17.3577秒)

イ 基点第102号から真方位 304度00分 100メートルの点

ロ 基点第146号から真方位 304度00分 100メートルの点

3 条件

かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町、雄踏町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第66号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 のり養殖業、かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区舞阪町弁天島地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第99号、イ、ロ、ハ、ニ、基点第94号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界線並びに第1、第2、第3鉄橋北端によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 99号 湖西市新居町西浜名橋(コミュニティ道路)東から 2番目の橋脚に設置した標識
(北緯34度41分38.2838秒、東経137度35分19.5905秒)

基点第 97号 浜松市西区舞阪町弁天島観月園北西角に設置した標識
(北緯34度41分57.4812秒、東経137度35分49.3706秒)

基点第 96号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園北西角に設置した標識
(北緯34度42分03.3259秒、東経137度36分21.6539秒)

基点第 95号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園北東角に設置した標識
(北緯34度41分56.7974秒、東経137度36分37.5322秒)

基点第 94号 浜松市西区舞阪町舞阪字十王 2697番地の1地先に設置した標識
(北緯34度41分50.1901秒、東経137度36分42.0490秒)

イ 基点第 99号から真方位 359度00分 150メートルの点

ロ 基点第 97号から真方位 26度20分 400メートルの点

ハ 基点第 96号から真方位 27度00分 50メートルの点

ニ 基点第 95号から真方位 27度00分 50メートルの点

3 条件

(1) のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。

(2) かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町、白洲町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第67号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 のり養殖業、かき垂下式養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区舞阪町舞阪、舞阪町弁天島、湖西市新居町新居地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 147号、基点第 148号、イ、ロ、基点第 99号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び西浜名橋(コミュニティ道路)南端、中浜名橋南端によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 147号 浜松市西区舞阪町弁天島弁天橋西端に設置した標識
(北緯34度41分16.7282秒、東経137度36分21.3221秒)

基点第 149号 湖西市新居町新弁天 3385番地地先に設置した標識
(北緯34度41分28.2537秒、東経137度35分50.0081秒)

基点第 99号 湖西市新居町西浜名橋(コミュニティ道路)東から 2番目の橋脚に設置した標識
(北緯34度41分38.2838秒、東経137度35分19.5905秒)

基点第 148号 浜松市西区舞阪町舞阪、第2浜表船溜導流堤基部に設置した標識
(北緯34度40分50.9322秒、東経137度36分15.5476秒)

基点第 150号 湖西市新居町新居新居弁天地蔵
(北緯34度40分53.0303秒、東経137度35分20.5800秒)

イ 基点第 149号から真方位 199度20分の線と基点第 147号から真方位 242度30分の線との交点

ロ 基点第 99号から基点第 150号を見通した線と基点第 149号から真方位231度00分の線との交点

3 条件

- (1) のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。
- (2) かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第68号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 のり養殖業、かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市新居町新居地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 150号と基点第 151号とを結んだ線と最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線及び東門橋東端、西浜名橋(コミュニティ道路)南端とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 151号 湖西市新居町西浜名橋(コミュニティ道路)西から 1番目の橋脚に設置した標識
(北緯34度41分38.3313秒、東経137度35分05.1374秒)

基点第 150号 湖西市新居町新居新居弁天地蔵
(北緯34度40分53.0303秒、東経137度35分20.5800秒)

3 条件

- (1) のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。

(2) かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県湖西市新居町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第69号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 あじ、たい、ふぐ小割式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県湖西市新居町新居地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ニ、ハ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第152号 湖西市新居町新居3456番地水産会館岸壁東角に設置した標識
(北緯34度41分27.0230秒、東経137度34分42.5495秒)

- イ 基点第152号から真方位 75度00分 250メートルの点
- ロ 基点第152号から真方位 77度00分 275メートルの点
- ハ 基点第152号から真方位 100度00分 225メートルの点
- ニ 基点第152号から真方位 100度00分 250メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県湖西市新居町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第70号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 のり養殖業、かき垂下式養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県湖西市新居町中之郷地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 72号、イ、基点第 100号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時湖岸線及び海面と内水面の境界線並びに浜名橋とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 100号 湖西市新居町 3号鉄橋西側橋台北東角に設置した標識
(北緯34度41分41.8874秒、東経137度35分03.1107秒)

基点第 72号 湖西市新居町中之郷の太陽光発電所(合同会社 RS静岡湖西 1)北東角に設置した標識
(北緯34度42分39.9363秒、東経137度33分48.6025秒)

イ 基点第 72号から真方位 72度00分 150メートルの点

3 条件

- (1) のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。
- (2) かき養殖に使用していない施設は、撤去しなければならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 関係地区 静岡県湖西市新居町、浜松市西区舞阪町、白洲町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第72号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第1種区画漁業

(2) 漁業の名称 のり養殖業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県浜松市西区舞阪町弁天島地先

(5) 漁場の区域

次の基点第 153号、イ、ロ、基点第 159号、基点第 161号、基点第 162号、基点第 158号、基点第 157号、基点第 156号、ハ、ニ、基点第 155号、基点第 160号、ホ、ヘ、基点第 154号、基点第 153号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 94号 浜松市西区舞阪町舞阪字十王 2697番地の1地先に設置した標識
(北緯34度41分50.1901秒、東経137度36分42.0490秒)

基点第 153号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園東側護岸に設置してある街灯
(北緯34度41分52.4400秒、東経137度36分34.7400秒)

基点第 154号 浜松市西区舞阪町弁天島渚園南東角に設置した標識

- (北緯34度41分44.4994秒、東経137度36分30.1159秒)
- 基点第 155号 浜松市西区舞阪町弁天島千鳥園北東角に設置した標識
(北緯34度41分41.3539秒、東経137度36分28.2146秒)
- 基点第 156号 浜松市西区舞阪町弁天島千鳥園南東角に設置した標識
(北緯34度41分36.0890秒、東経137度36分25.0663秒)
- 基点第 157号 浜松市西区舞阪町弁天島蓬莱園北東角に設置した標識
(北緯34度41分34.4292秒、東経137度36分24.0541秒)
- 基点第 158号 浜松市西区舞阪町弁天島蓬莱園南東角に設置した標識
(北緯34度41分25.2969秒、東経137度36分18.4625秒)
- 基点第 159号 浜松市西区舞阪町弁天島 1号鉄橋西側橋台北東角に設置した標識
(北緯34度41分20.1461秒、東経137度36分22.9866秒)
- 基点第 160号 浜松市西区舞阪町弁天島渚橋南東角に設置した標識
(北緯34度41分42.7542秒、東経137度36分24.8962秒)
- 基点第 161号 浜松市西区舞阪町弁天島蓬莱橋南東角に設置した標識
(北緯34度41分24.7260秒、東経137度36分14.0923秒)
- 基点第 162号 浜松市西区舞阪町弁天島蓬莱橋北東角に設置した標識
(北緯34度41分26.1892秒、東経137度36分14.8752秒)
- イ 基点第 153号と基点第 94号を見通した線上基点第 153号から 68メートルの点
- ロ 基点第 158号から真方位 114度00分 150メートルの点
- ハ 基点第 156号から真方位 117度00分 40メートルの点
- ニ 基点第 155号から真方位 117度00分 40メートルの点
- ホ 基点第 160号から橋上 30メートルの点
- へ 基点第 155号から基点第 154号を見通した線上基点第 155号から 30メートルの点

3 条件

のり漁期が終了したときは、これに使用した施設を撤去しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県浜松市西区舞阪町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 区画第73号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第1種区画漁業
- (2) 漁業の名称 わかめ養殖業

- (3) 漁業の時期 11月1日から翌年3月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県富士市鈴川地先
- (5) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (6) 点の位置
基点第 163号 田子の浦港東防波堤灯台
イ 北緯35度08分07.90秒、東経138度42分07.42秒
(基点第 163号から真方位 85度56.3分 200.2メートルの点)
ロ 北緯35度08分06.73秒、東経138度42分07.30秒
(基点第 163号から真方位 96度20.9分 197.9メートルの点)
ハ 北緯35度08分06.28秒、東経138度42分11.95秒
(基点第 163号から真方位 96度29.2分 316.4メートルの点)
ニ 北緯35度08分07.34秒、東経138度42分31.57秒
(基点第 163号から真方位 90度12.9分 811.1メートルの点)
ホ 北緯35度08分08.15秒、東経138度42分31.48秒
(基点第 163号から真方位 88度26.9分 809.1メートルの点)

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 関係地区 静岡県富士市
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 8 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権
- 9 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

定置漁業権

- 1 公示番号 定第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
 - (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (4) 漁場の位置 静岡県熱海市伊豆山地先
 - (5) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - (6) 点の位置
基点第 1号 熱海市伊豆山伊豆山港伊豆山東防波堤に設置した標識
(北緯35度06分33.71秒、東経139度05分13.93秒)

- イ 北緯35度06分31.84秒、東経139度05分56.65秒
(基点第 1号から真方位 93度44.8分 1,083メートルの点)
- ロ 北緯35度06分13.03秒、東経139度05分41.20秒
(基点第 1号から真方位 132度41.6分 940メートルの点)
- ハ 北緯35度06分33.04秒、東経139度05分25.28秒
(基点第 1号から真方位 94度06.3分 288メートルの点)
- ニ 北緯35度06分42.86秒、東経139度05分34.62秒
(基点第 1号から真方位 61度42.4分 595メートルの点)

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第2号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市東海岸町地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 2号 熱海市東海岸町 13番地 84地先の防波堤に設置した標識
(北緯35度06分07.2263秒、東経139度04分58.2985秒)

- イ 基点第 2号から真方位 87度00分 100メートルの点
- ロ 基点第 2号から真方位 107度00分 700メートルの点
- ハ 基点第 2号から真方位 145度00分 800メートルの点
- ニ 基点第 2号から真方位 192度00分 150メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第4号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市網代旭町地先
- (5) 漁場の区域

次の基点第 4号、イ、ロ、ハ、基点第 4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって
囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 4号 熱海市網代漁港丁場北堤防に設置した標識
(北緯35度02分57.8711秒、東経139度05分25.4685秒)

イ 基点第 4号から真方位 242度00分 250メートルの点

ロ 基点第 4号から真方位 326度00分 1,000メートルの点

ハ 基点第 4号から真方位 39度00分 1,200メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第5号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県熱海市網代旭町長延寺地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 5号 熱海市網代長延寺南側網置場防波堤角に設置した標識

イ 基点第 5号から真方位 29度25分32.65秒 172メートルの点

ロ 基点第 5号から真方位 50度41分28.63秒 1,169メートルの点

ハ 基点第 5号から真方位 92度33分0.97秒 1,429メートルの点

ニ 基点第 5号から真方位 122度28分28.48秒 277メートルの点

3 条件

水道管の設置及び運用について配慮しなければならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第6号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県伊東市宇佐美地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 6号 伊東市宇佐美通称黒っぺに設置した標識

イ 基点第 6号から真方位 18度00分 100メートルの点

ロ 基点第 6号から真方位 79度00分 700メートルの点

ハ 基点第 6号から真方位 133度00分 900メートルの点

ニ 基点第 6号から真方位 181度00分 200メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第7号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県伊東市川奈地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 7号 伊東市川奈灯明平下の岩石に設置した標識

(北緯34度57分21.0189秒、東経139度08分37.3571秒)

- イ 基点第 7号から真方位 304度00分 200メートルの点
- ロ 基点第 7号から真方位 1度00分 800メートルの点
- ハ 基点第 7号から真方位 64度00分 750メートルの点
- ニ 基点第 7号から真方位 304度00分 50メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第8号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県伊東市富戸地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 8号 伊東市富戸港南防波堤先端に設置した標識
(北緯34度53分47.8218秒、東経139度08分00.1763秒)

- イ 基点第 8号から真方位 53度00分 1,080メートルの点
- ロ 基点第 8号から真方位 19度00分 860メートルの点
- ハ 基点第 8号から真方位 14度00分 470メートルの点
- ニ 基点第 8号から真方位 69度00分 520メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 新規漁業権

1 公示番号 定第9号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

- (4) 漁場の位置 静岡県伊東市赤沢地先
- (5) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (6) 点の位置
基点第 9号 伊東市赤沢通称赤岩に設置した標識
(北緯34度51分21.0610秒、東経139度05分08.3664秒)
- イ 基点第 9号から真方位 116度00分 150メートルの点
- ロ 基点第 9号から真方位 116度00分 800メートルの点
- ハ 基点第 9号から真方位 159度00分 950メートルの点
- ニ 基点第 9号から真方位 183度00分 300メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第10号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡東伊豆町北川地先
- (5) 漁場の区域
次の基点第 10号、イ、ロ、ハ、基点第 10号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (6) 点の位置

基点第 10号 賀茂郡東伊豆町北川漁港防波堤に設置した標識
(北緯34度49分43.0570秒、東経139度04分33.8997秒)

- イ 基点第 10号から真方位 14度00分 150メートルの点
- ロ 基点第 10号から真方位 79度00分 830メートルの点
- ハ 基点第 10号から真方位 119度00分 860メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 定置漁業

(2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡河津町見高地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 11号 賀茂郡河津町見高龍宮に設置した標識

(北緯34度45分07.0536秒、東経139度00分49.3447秒)

イ 基点第 11号から真方位 77度30分 710メートルの点

ロ 基点第 11号から真方位 96度00分 1,185メートルの点

ハ 基点第 11号から真方位 119度00分 985メートルの点

ニ 基点第 11号から真方位 92度40分 525メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 定置漁業

(2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡河津町谷津地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 12号 賀茂郡河津町下河津漁港谷津防波堤に設置した標識

(北緯34度44分21.1469秒、東経138度59分58.9782秒)

イ 基点第 12号から真方位 137度54分 516メートルの点

ロ 基点第 12号から真方位 122度55分 1,503メートルの点

ハ 基点第 12号から真方位 143度27分 1,715メートルの点

ニ 基点第 12号から真方位 150度43分 758メートルの点

ホ 基点第 12号から真方位 146度52分 601メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第13号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県賀茂郡南伊豆町妻良地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 13号 賀茂郡南伊豆町妻良天の窪の西にある岩石に設置した標識

イ 基点第 13号から真方位 240度00分 210メートルの点

ロ 基点第 13号から真方位 276度00分 1,150メートルの点

ハ 基点第 13号から真方位 297度00分 1,100メートルの点

ニ 基点第 13号から真方位 295度00分 150メートルの点

3 条件

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで
- 6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第14号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県沼津市西浦地先
- (5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 14号 沼津市西浦久料別磯10番地の4地先防波堤に設置した標識

イ 基点第 14号から真方位 324度48分 635mの点

ロ 基点第 14号から真方位 331度35分 686mの点

ハ 基点第 14号から真方位 356度22分 464mの点

ニ 基点第 14号から真方位 349度39分 385mの点

ホ 基点第 14号から真方位 316度06分 458mの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

7 類似又は新規漁業権の別 新規漁業権

1 公示番号 定第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 定置漁業

(2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県静岡市清水区由比西倉沢地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 15号 静岡市清水区由比西倉沢東名高速道路防波堤に設置した標識

(北緯35度04分50.5812秒、東経138度32分51.8842秒)

イ 基点第 15号から真方位 70度00分 185メートルの点

ロ 基点第 15号から真方位 87度00分 1,003メートルの点

ハ 基点第 15号から真方位 128度00分 1,110メートルの点

ニ 基点第 15号から真方位 138度30分 385メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

7 類似又は新規漁業権の別 類似漁業権

1 公示番号 定第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 定置漁業

(2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業

(3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 静岡県焼津市田尻北地先

(5) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(6) 点の位置

基点第 16号 焼津市田尻北地先に設置した標識

(北緯34度50分19.6384秒、東経138度20分10.3609秒)

イ 基点第 16号から真方位 86度00分 650メートルの点

ロ 基点第 16号から真方位 114度00分 850メートルの点

ハ 基点第 16号から真方位 124度00分 170メートルの点

3 条件

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年5月31日から令和5年6月30日まで

6 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

7 類似又は新規漁業権の別 新規漁業権

II 保全沿岸漁業に関する事項 設定無し